

327

662

祈年祭及新嘗祭之意義



始



327
662

祈年祭及新嘗祭之意義

序

神社は國家の宗祀なり、必ずや國民の精神と交渉する所なかるべからず。祭祀は國家の典禮なり、必ずや國民の生活に影響する所なかるべからず。其交渉と影響との多寡深淺は、一に奉仕の職に在るものの任なり。今や神社及び神職に關する諸般の制度確立し、曩には神社祭祀令を公布し、近くは神社祭式を發表せらるゝに至れり。中にも我國古來上下の重典たる祈年新嘗の二祭は、夙に神社祭祀の大祭中に在りしが、今又遍く幣帛の供進に預らせ給ふ。是に於て之が意義の闡明に就いて適當なる資料を要求すること頗る急なり。偶々氷川神社宮司中

3. 4. 17

田交

島博光君亦こゝに見る所あり。兩祭の意義沿革を詳述し、深き造詣を傾注せらる。誠に刻下の時宜に適し、而も吾人會心の文字たり。冀くは本書に依り、兩祭の精神が國民の腦裡に徹底するを得ば、國家風教に裨益する所大なるのみならず、更に國家の祀典をして、一段の光輝を放たしむるものあるや必せり。即ち所感を記して之が序と爲す。

大正三年四月

神社局長 法學博士 井 上 友 一

序

我が國は上古以來神祇の祭祀を以て、國家の一大重儀とす。而して祭と政とは其源を一にし、祭政一致の制、夙に肇國の始に起り、萬國無比の國體を爲す。歲時或は國家の大事に際しては、天皇親ら神祇を奉齋し給ひ、又別に常時神明に奉仕する官を置かる。地方に於いては國造以下の各地方官、政務を司ると俱に神祭の事に與る。眞に之れ我が深遠悠久なる帝國國體の根本精神たり。豈其由來根源を窮め、永く其美を濟さざるべけんや。今新に府縣社以下神社に至るまで、祈年新嘗の兩祭に當り、幣帛供進の盛儀を興し、國家宗祀の本源を明にす。

抑神祇は民族の祖先に在しまし、敬神は祖先の崇拜なり。誰か報本反始の誠意を表することを思はざるものあらむや。此の信念以て皇運を隆んにすべく、此の良風以て國家を安ずべし。頃日中島宮司祈年新嘗兩大祭の意義及び其の祭式祝詞に就て造詣の一端を公にせらる、此の書洵に幣帛供進使たるべき官公吏、普通教育者の必讀すべき好個の参考資料たる可し。上梓に臨み一言以て序とす。

大正三年四月三日

添田敬一郎

はしがき

今や大正の維新にあたりて、神社神職に關する諸般の制度確立し、文質彬彬、光華愈々發せんとす、慶す可きかな。殊に本年は、畏くも、今上陛下、天津日嗣の高御座に登御ましまし、即位の大禮を擧げさせ給ひ、續いて大嘗の大典を御舉行、親しく新穀を、皇祖皇宗の大前に捧げ給ひて、以て報本反始の誠を盡くさせ給ふ。國家の盛典、曠古の偉儀、誠に大正國民の光榮として感激措く能はざる處。職を神明に奉するもの、奈何ぞ等閑座視すべきの秋ならんや。余等既に大禮の意義を國民に周知せしむべきを思ひ、謏劣を顧みず、昨秋一府七縣神職聯合會の決議に基き、之れが意義を演述して既に公にしたり。當時夙に本年は吾か神職界に新紀元を開かるべき年次たることを叫びたりき。

而して祈年新嘗の兩大祭は今や神社祭祀令の發布を見るに至り、吾人の宿望

茲に達して同慶に堪えず。而も其精神意義の普及に至つては、殆ど彼の即位大嘗の意義宣布と同等の必要と價值とを認むべきを信ず。余等曩に埼玉縣下を巡講し、祝日大祭日の意義を普及したり。然れども限りあるの日子、未だ全く一般に及ばず。茲に特に祈年新嘗兩大祭に關する部分に付き更に之を補成し、何人にも読み易からしめんことを期し、以て本書を成すに至る。幸に時宜に適し、神職諸君が講演の際、聊か参考ともなるを得ば誠に本懐の至りなり。終りに臨み本書を成すに當り、特に序文を寄せられたる神社局長井上博士に感謝し、又多大の援助を與へられたる畏友佐伯有義、櫻井稻麿兩君の勞を謝すと云爾。

大正三年二月十七日 祈年祭仕奉り終へて

氷川神社宮司 中島博光
しるす

祈年祭及新嘗祭之意義

官幣大社氷川神社宮司 中島博光著

第一編 祈年祭

第一章 大正維新の光華

明治天皇御在世の砌、一方ならぬ御英資を以て、國政の御改善に御努め遊ばされたことは、今更申上ぐる迄もありませぬが、中に就て、神祇御尊崇の大御心、並に其大御心の發して光輝ある式典となつて居ることは、誠に御偉業中の御偉業と申上げて、吾々の日夕聖旨を奉體しなければならぬ處であります。當局者も、亦此厚き大御心を奉體して、着々斯道の整善に盡くされる處があり、今や文質彬彬、聖代の光華萬邦に輝かんとする時に方つて、天皇には遂に崩御あらせられたのは、誠に國民の上に取つて恐懼悲痛限りなき事で御座りました。然れば種々神社の上の制度法令などで、御在世中に御企劃あらせられた事も御座りましたので、其御裁可御公布の時の到らなかつたものも随分御座りますやうです。然るに今上陛下亦 先帝の英資を享けさせられ、専ら 先帝の聖謨を奉じ、皇祖 皇宗の御遺詔を奉體せられ

て、國民の上に御軫念を垂れさせ給ひ、殊に神祇の大典に就ては、少しも先帝の御芳躅を更めさせられたことは御座りませぬ。誠に明治大正の大御代の國民こそは、幸福の彌厚きに感じて、以て聖旨のある處に副ひ奉らねばなりませぬ。大正二年十一月二十二日御裁可を経て内務省令第十五號として公布せられました處の、府縣社以下の神社に對して、祈年新嘗の兩大祭に幣帛供進の儀を行ふこととなつた一條も實に先帝御在世の砌に、畏くも吾々の輿論を御取上げにならせられたのが、今の御代に至つて御發表になつたものであらうと推察いたされて、誠に慶賀の至りに存じます。之れ皆 今上陛下 先帝の皇謨に則らせ給ふ大御心から出でさせられたものと恐れながら拜察いたすのであります。

内務省令第十五號は、今更茲に申上ぐるまでもなく、諸君の御承知になつて居られることと存じます。斯る盛儀の實行されることは、誠に國民の思想上一大幸福な事でありまして、斯うなるやうには、幾度か各地の神職界で叫ばれた處であります。それが今日まで發布せられなかつたのには、種々の事情も御座りましたでせうが、今日既に發表せられた以上は、いよゝゝ神社と云ふものが國民の依て以て精神を注いで崇敬すべきものであり、神社は眞に國家の宗祀であると云ふことを、具體的に表明することが出来るやうになりましたので誠に大正維新の光華であるのみならず、實に吾が國神祇史上に特筆大書すべき事件で御座ります。何故なれば、もと祈年祭に幣帛を奉るといふことは班幣の儀といふのがありまして、今のやうに官國幣社にのみ限られたのではなくて、延喜式の所謂三千一百三十二座の天神地祇に

奉られたのであります。それが朝廷の御式微や時勢の變遷に伴つて、一時廢絶して居りました。明治天皇御治世の初に當つて、先づ官國幣幣社だけに奉幣あらせらるゝ事に御復興になつたのであります。今回 今上陛下 先帝の御旨を紹述せられて、府縣社以下神社に幣帛供進の制を定められたのであります。一度此の新省令の出まするや、否出ない前からでありましたが、發布後は一層各地の神職界では、種々協議をして、祈年祭と新嘗祭との意義如何、或は祈年新嘗の兩祭の意義を如何にして國民一般に周知せしむべきかなど云ふ問題を提げて研究せられて居ることを耳に致しました。之れ誠に職を神明に奉ずるものが、當然研究すべき問題でありまして、内務當局者に於いても、各地の神職團體に對し諮問案を出しまして、

祈年新嘗等の祭祀をして、一層地方に周知せしめ、自然參拜の機會を多からしむる考案如何
又明年行はせらるべき大嘗祭の由來を一般に周知せしむる方法に付き考案なきか
と云ふやうな問題を以て、大正二年度中に既に方々に下問してあります。各地に於ても夫々研究中であらうと存じますが、後項の「明年行はせらるべき云々」の一項は、既に不肖等の手に依つて、大正二年秋一府七縣神職聯合會の決議に基いて、印刷物に依ることの件に依り、「即位禮及大嘗祭の意義」と題して一般に周知せしむる爲め發行して居ります。次には祈年新嘗の意義をも如何にして普及すべきかと思つて居りました折から、昨年十一月奈良市に開かれた二府十縣官國幣社神職聯合會に於ては、既にこの

諮問事項に對する答申の要項を左の如く決したといふことを承りました。乃ち

四

一、祈年新嘗等の祭祀をして、一層地方に周知せしめ、自然參拜の機會を多からしむる考案

(甲) 祈年祭新嘗祭は地方廳に於て、管内各官國幣社一社毎に祭日を一定し置くを要す。

(乙) 前項の祭祀は、豫め其由來及趣旨を周知せしむる爲め、左の方法を執ること。

(イ) 由來を記したる印刷物を頒布すること、

(ロ) 便宜講演の方法に依ること、

(ハ) 新聞雜誌によること、

(ニ) 國定教科書中に祭典の意義及其由來を編纂掲記すること、

(ホ) 氏子人民より祈年祭に稻種を獻せさせ、其撤下を播種せしめ、新嘗祭には其新穀を供獻せしむること、

二、大嘗祭の由來を一般に周知せしむる方法、(亦前イロハ印の項の如し)。

と。して見ますれば、矢張り印刷物によりて、一般國民をして老人にも婦女子にも子供にも、あらゆる階級の人々に普く此兩祭の御意味御模様を知らしめるのが、最も經捷であらうといふ事は、何人でも一致せる輿論であると思ひます。然う云ふ同感の士もありませんことならば、或は御參考にもならうかと思ひましたので、謏劣をも顧みず茲に本稿を公にすることを致し、一人でも聲を大にして、祭典の意義を

普及したいと思ふのであります。蓋し祈年新嘗兩大祭の如何なるものであるかを國民一般に周知せしむるのは、誠に刻下の急務であるのみならず、實に大正維新の光華であると信ずるからであります。

第二章 祈年祭の意義

づ先第一に祈年祭の方から御話いたします。今日の暦の一年中の大祭祝日の表の中には、祈年祭の目を擧げてありませんので、世間の人は詳しく祈年祭とは如何なる御祭りであるか知つて居りません。随つて府縣社以下の神社に於きましては、此の祭典を奉仕しない處もあるやうであります。之れは甚だ殘念な事でありまして、祈年祭は後に述ぶる處の新嘗祭の基本の祭りであります。私達は折もあれば、この祈年祭の祭日を曆面の上にも(日は確定しなくとも)置いて、地方町村に於て夫々神社に參拜するか、學校を休業して兒童に參拜せしむるとか、云ふ風に致したいと思つて居ります。幸ひ、一月二十六日の勅令では、祈年祭を大祭の内に加へることに、神社祭祀令で定められましたのは、誠に同慶のことであります。その位重い御祭事でありますのは、抑々如何なる理由であるか、祈年祭の意義を述ぶる順序は之れから起つて參ります。

抑々吾が國は農を以て本と致します。豊葦原の千五百秋の瑞穂國とも申しまして、吾が國體の麗はしいのと同様に、其國名も實に美しい優しい豊かな名稱を持つて居ります。之れ實に建國以來吾が國の大

本は農業にあると云ふことが、一面から定められる所以であります。神代に於て大氣津比賣神が稻の種
其の他五穀の本を作られてから、この稻の實を以て、天照皇大神が天下の蒼人草の喰いて活くべきものと
と仰せられたし更に天孫の降臨あらせらるゝ時には、大神は御手づから三種の神器に添へて、齋庭の稻
穂を以てせられました。實に豊葦原の稻穂國に成出づる、八束穂の茂し穂は、吾等國民の日々食して活
くべきものでありまして、其の豊と凶とは誠に國民元氣の繫る處、國家富力の消長に關する處多いので
あります。吾が國は古來米穀を以て經濟の本位ともして來ました、隨つて吾が國民にして國運の隆昌を祈
るもので、豊年を念はないものはありません。實に吾が國に於ける農業は、民族生存上必須の大
事業でありまして、其事業こそは遠く天祖の創めて與し給へるものであります。其他神代に於て、天照
皇大神が一方ならず農事に御心を注がせられたことや、須佐之男命大國主命其他諸の神達が農業を
重んぜさせられたことなどは、既に紀記にも見えて居る處でありますから、多くは述べませぬが、斯う
して吾が國が農本の國柄であると云ふことを承知した以上、自ら祈年祭の重い儀典であると云ふこと
を、思ひ浮べて來なければなりません。

然らば祈年祭は、如何なる貴い由緒のあるものであるかと申すに、これは『トシゴヒノマツリ』と訓
みます。『トシゴヒ』とは年を祈るので、年は穀物の事を申します。一年中五穀が豊かにして風雨蝗虫の
災害なく、豊年にして人民の鼓腹鼓舞することが出来るやうにと、毎年二月四日、神祇官に於て神明に

祈念する爲め、班幣の式を行はせられ、神祇官の官人は神祇官で祈年祭を行ひ諸社の祝等は、夫々奉仕
の神社で、この祭を莊重に行つたのでありますので、誠に重い御祭典であります。詳しいことは
後に述べると致しまして、茲に少しく語義に就て申述べて見ませう。

『トシゴヒ』の『トシ』は即ち年で年穀の意味であります。『ゴヒ』は其年穀の豊かならんことを神祇に乞
ひ奉る義であることは前申す通りであります。この『トシ』に就ては、古來の學者が色々に説明して居
ります。其一は『トシ』は迅速の義で、歳月の経過するのは恰も河水の流れるやうなもので、頗る速やか
である、と云ふ處から迅速の意義を採つて、四季一年の循環するのを『トシ』と名付けたといふ説と、稻
は種を播いてから收穫まで一年間を費やすものであるから、稻の事を『トシ』と云ふやうになつたのであ
ると云ふ説と、も一つは『トシ』は『田寄し』と云ふ言葉の約まつたもので、田穀を皇孫に寄せ給ふ義であ
る、即ち四季の循環を名付て『トシ』と云ふのは此時期の間に天神地祇より皇御孫尊に田穀を寄せさせ給
ふ事であるによつて、此一循環を『田寄し』と名づけたもので、その義を稻の方へ移して、『トシ』と云
ふたのである。而て年穀が重くして歳月は末であると云ふのであります。此等は何れも大同小異で、要
するに『トシ』とは稻の事であると云ふ點に歸着いたします。併し此處は單に『トシ』を稻とばかり解釋す
べきものでなくして、一歳二歳の『トシ』と同義で、即ち一年中の百穀の豊かなることを祈る御祭典であ
ります。否穀類ばかりではありません、草の片葉に至るまで豊に向榮に立榮えんことを祈り奉る義を含

んで居るのであります。次に『祈』と云ふことは如何であるかと申すに、令義解に『祈は猶ほ禱のごとし、歳の災作らず時令をして順度ならしめんと欲して、即ち神祇官に於て之を祭る、故に祈年と曰ふ』とあります。即ち毎年二月播種の時に當りまして、神祇官及び國司の廳に於て、其歳の風雨寒暑の災害なくして年穀の豊熟せんことを神祇に祈請するのであります。延喜式では四時祭の上に置いて、祈年祭を中祀としてあります。祈年の文字を用ひましたのは、周禮注疏二十四に、『凡國祚三年干田祖』○中註、祈年祈豊年也。疏略釋曰、祈祈豊年者、義取小祝求豊年、俱是求甘雨使年豊などありますのに據つたものと思はれます。併し令義解の文面で見ますれば、唯歳災作らず時令を順度ならしむるために、神祇官に於て祭るやうに見えて、豊年を祈るといふことは更に申してありません。併しながら之れは歳災作らず時令順度なれば百穀豊饒なる所以でありますので、防禦の原因を述べて收穫の結果を述べないのであります。例へば『年ゆたかなり』とか『年ある御代』とか云ふ古歌がありますが、この『トシ』も氣候を云ふのではなくて、百穀を申すのであります。それと同じ意味となりますので、結果の豊年を祈るといふことは申してないので御座ります。

茲に其意義の上から、一言して置く必要がありますのは、祈年祭の祭典を以て、唯禱ることであるによつて、神社の祭典としては、聊か宗教的分子思想を持つて居るのではないかと云ふものがあることでもあります。神社は宗教以外に超然たるものであると云ふのが、今日神社の性質に對する一般的の解釋で

あります。此祈年祭は抑國初以來の大儀で、春種に年を祈り、秋收に新禾を賽する處のものであります。決して一己の小利を祈つたり、或は無雜作に祈念のみして、勞作に従事しないと云ふやうなものではない。國家の富裕を祈り、民俗の安寧を祈る大主義あり大目的ある處の、國家の公儀公禮であります。もし之を宗教といは、吾が國民か萬世一系の寶祚を祈り、各自の職分に勉強する者も、之又宗教であると言はねばなりません。徒に神明にのみ御依頼して、自分は座て居て豊作を祈ると云ふ、棚から牡丹餅の落ちて来るのを待つて居るやうな、不精な民族の初めたものではありません。唯勉事に従つて盡くすべきを盡くし、限りある人力以外、限りなき天災地變を避くるに方りて、天地神明の冥助を仰ぐ處の、神聖なる神事であります。手脰に水沫搔垂向股に泥攪寄て取作らんとする意氣を以て、之を實際に行つて、而も粒々の勞苦は敢へて辭せざることを神明に誓ふのであります。此處の點を神職教職の任にある者は勿論、世の教育家將た町村自治の樞要に立つ人々は、よく誤解のないやうに熟考をして頂きたいのであります。茲に祈年祭は如何に莊重に奉仕するとしても、頼他心を助長せしむるものでないことを、返すくも注意を乞うて置きます。天照皇大神か天狹田長田を營み給ひし事も思ひ浮へて、吾々日常の勉勵の模範として貰ひたひものであります。

祈年祭は斯かる貴く畏き大御心から、朝廷に於て先づ行はせらるゝことでもありますから、祈年祭の結果の御祭典たる新嘗祭には、最も莊重森嚴なる御儀式を以て、其年の新穀をば、皇祖皇宗の神靈に向は

せられて、陛下御自身に御獻供になり、又其残りをば聞食されるのであります。國土人民の上に御仁慈を垂れさせ給ふ列聖の大御心は、今も昔も些も變らせ給ふことはありません。吾々臣民たるものは、此くも厚き深き大御心の旨を承はつて、常に天恩の辱きを思ひ、當日は相當の禮服を着用して、産土の神に參拜し、一郷一村の人々相會して、社頭に於て偕に俱に五穀豐饒にして、國家の富強を祈るべきであります。又各自の神棚又は祖先の靈舎等の於ても祭事を營むのも人情であります。是れ實に身を立て道を行ひ、家を興し國を護る處の國民的忠愛の至誠から發する祈願でありまして、又實に吾が國民特有の一大美風であります。本居宣長翁の歌に

天つ神、種とり得ましつくりそめ、民にをしへし田なつものかも

命つぐ食物着物住家ら、きみのめぐみぞ、神のめぐみぞ

天皇に、神のよざせし御年をし、あく迄食ひて有るが樂しさ

と申すのが御座りますが、私は長多くも左の 明治天皇の御製を幾度も繰返して、大御心の厚きに感泣するのであります。

御 製

わが國は神のくになり神まつる

むかしの手ぶり忘るなよゆめ

千よろつの神のみたまはとこしへに

わがくにたみを守りますらむ

あしはらの瑞穂のくにの萬代も

みだれぬ道は神そひらきし

とこしへに民やすかれといのなる

わが世を守れ伊勢のおほ神

神つよの御代のおきてをたがへしと

おもふそおのが願ひなりける

千早ふる神のころろにかなふらん

吾が國民のつくすまことは

已がじちちからつくして世を富ます

民こそ國のたかなりけれ

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わが民草の上はいかにと

熱しとも言はれざりけり煮へかへる

第三章 祈年祭の起源

祈年祭の意義は、前章に於て申し述べた如くであります。この御祭典は何時から始まつたものであるかと云ふことを之れから述べやうと思ひます。

祈年祭の起源に就きましては、古來種々の説がありまして一定して居りません。併し大體の處に於ては神代の昔に於て既に始められたとの説が有力であります。それは古語拾遺によつても、祈年祭の祝詞によつても明かであります。祝詞に御歳神に供へる爲めに白猪、白馬、白鶏を奉ることが記されてあります處から、古語拾遺の記事によりて、之れ御祭典の濫觴であると申すのであります。古語拾遺によりますと、昔神代に在つて大地主神が田を營ぐる時、田人即ち百姓に牛肉を食べさせた。この時御歳神の子が其田に至つて、御馳走に唾を吐きかけて還つて來り、その有様を父の御歳神に告げた。そこで御歳神は大に怒つて、蝗を其田に放つたので、苗の葉は忽ち枯れ損じて、篠竹のやうになつた。茲に於て大地主神は片巫と肱巫とをして其由を占ひ求めしめた。處が御歳神が祟を爲したのであるから、宜しく白猪、白馬、白鶏を献りて以て其怒を解く可しとあつた。即ち教に依り種々の咒ひの法を以て謝し奉つたので、苗の葉は復び茂りて年穀豊稔した、之れによつて今も神祇官に於ては白猪、白馬、白鶏を以

て御歳神を祭ると云ふ縁になつて居ると云ふ事でありませぬ。大地主神と申すのは古事記日本書紀には見えて居りませぬが、大倭神社註進狀によりまして、大己貴神と御同神にあらせらるゝ事になつて居りますので、オホトコをオホクニとも訓んだ學者があります。兎に角此縁からして、皇孫尊の降臨の時より行はれたものゝやうであります。然るに年中行事秘抄の二月祭には、四日祈年祭事、廢務有 官吏記云、天武天皇四年(白鳳)二月甲申祈年祭とありますので、此時から初めて行はれたと云ふことになつて、十二社註式や、年中行事抄、公事根源などの書物も此説によつて居ります。之は祈年祭と云ふことが大日本史神祇志により、甲申の日が二月四日に當つたので、四日を以て定日としたことが、史籍に見えた初めであります(日本紀天武天皇四年に此記事なし)。或は崇神天皇の御代から始まつたと云ふ事が、祝詞考卷上に見えても居りますが、共に誤れる説であります。恐らくは祈年祭の儀式などが天武天皇の御代に定まつたものではあるまいかと思はれます。兎に角天孫降臨の時から、十一月に行はれる新嘗祭と相對して、必ず其年の二月に行はれたものである事は確であります。

祈年祭の起源は前述の通りであります。年中行事秘抄の中にある廢務有「前後齋」とある廢務は、諸司政を行はざるを云ふので、廢朝よりも重くなるのであります。廢朝の日は官の外紀諸司、政を執ること常の如くであるが、但天子のみ臨朝したまはざることで、廢朝は或は三日間或は七日間之を行せ給ふのであります。廢務は一日に限ると云ふことでありませぬ、廢務は至つて重きことでありませぬ。その

位、此の御神事は大切のものであつたので御座ります。

茲に注意すべきことは、前に引用した古語拾遺の大地主神の御呪の事で、これらの縁から此記事は後世除蝗祭の起源であるとして居る學者もあります。同じ意味から來たので除蝗祭の祝詞にも、矢張り産土神に大歳神御年神大地主神を招ぎ奉りて、祈り申すこととなつて居ります。

又年の始めに白いものを見ると云ふことは、豊年なり幸福なりを豫期することとなつて居るのは吾が國風であります。彼の一月七日宮中に於て行はれた白馬節會の如きも、その意味から來たものであらうと思はれます。年中行事秘抄にも十節記を引いて、馬の性は白を以て、本と爲し本に白龍あり地に白馬あり、是日白馬を見るは、即ち年中の邪氣遠く去つて來らずと云ふことが書いてあります。祈年祭に獻る白馬とは本來の性質が異なつては居りますが、矢張り神明は清淨潔白を嘉みし給ふことが窺はれことであらうと思ひます。

第四章 祈年祭の沿革

神代の昔から始められた此貴き祈年祭は、如何に沿革を経て來たかと云ふことが、次に述べべき順序であります。斯くも貴き御祭事でありますので、後世全國の重なる神社に對しては、奉幣をなされることとなりました。これが二月四日で所謂祈年祭班幣と云ふことであります。

班幣の儀の初めて見えたのは、文武天皇の慶雲三年閏正月庚子の日、是日甲斐と信濃と越中、但馬、土佐の國で一十九社、始めて祈年幣帛の例に入るとあります。其後桓武天皇の延暦十七年に、亦祈年の幣帛を奉るべき神社を定められました。今日では其数が詳でありませぬ。調度幣物を頒つには、伊勢神宮へは特に使を遣はしたものであります。其他は諸社の祝等を當日祭庭に召出して授與したものであります。嵯峨天皇の頃から、諸社の祝等の參會しないものか多くなり、尋で宇多天皇の寛平五年太政官符には京畿外國大小通計五百五十八社を載せられてあります。これは悉く官幣であつたらうと思はれます。延喜式によりますと、祈年祭の幣帛を奉られる神は、全國に亘つて實に三千一百三十二座あり。其内で神祇官の祭儀に列する神は合計七百三十七座でありますが、其内に又案上の神と案下の神との差別があります。案上案下と申すのは、幣帛を案上に奠する神と案下に奠する神との區別を立てたので、合計七百三十七座、内案上の神が三百四座で、案下の神が四百三十二座であります。更に之を細別すれば案上の神と申上げるのは、宮中に御鎮座の分が三十座、京都の市中に御鎮座あらせらるゝ神が三座、畿内にて山城國が五十三座、大和國が一百二十八座、河内國が二十三座、和泉國が一座、攝津國が二十六座、東海道に於きましては伊勢國が十四座、伊豆國が一座、武藏國が一座、安房國が一座、下總國が一座、常陸國が一座であります。東山道に於きましては近江國が五座、北陸道にては若狹國が一座、山陰道にては丹後國が一座、山陽道にては播磨國が三座、安藝國が一座、南海道にては紀伊國が八座、阿波國が

二座でありますので、都合三百四座となる勘定であります。此三百四座の御神名は延喜式神名帳を見較べると、明瞭に判るやうになつて居りますから爰に一々列擧いたしませぬ。さて案下の神と申すのは、宮中と畿内とに御鎮座になつて居る所の神で、神名帳に、並に小社とある所の神社であります。其社数は宮中が六座、山城國が六十九座、大和國が一百五十八座、河内國が九十座、和泉國が六十一座、攝津國が四十九座であつて、都合四百三十三座となる。此四百三十三座の御神名も、神名帳と見較べると判ります。此案上案下の神を合算すると即ち七百六十七座で、此七百六十七座の神に奉仕する所の神主、祝どもが、何れも二月四日には神祇官の祭庭に集まるのであります。彼の三千一百三十二座の中から、七百三十七座を控除致しますと、殘數一千三百九十五座となる、その神は皆國司の祭る所の神であつて、國司の長官が其政廳に於て、神祇官の式に準じて、同日當國一般に班幣を執り行ふのであります。其分類表は延喜式神名帳によれば次の如くなります。



斯の如く其數が頗る多い。此内、國司の祭ると云ふのは所謂國幣であります。此國幣の起るやうになつたのは、實に諸社の祝等の怠慢が主として原因をなしたのであります。一面には遠國は交通不便にして祝の上京するのが困難で、従つて種々の弊害が起つたからであります。之れが爲めには屢々官符を下して誠められ、遠國は其國の幣を以て之に充てさせ、若くは朝集使等に附して之を送つたのであります。神祇官に於ける班幣の儀式及び祝等の怠慢の模様は後節に述ぶることゝ致しまして、茲に聊か注意すべきことが延喜式の神名帳に就てあります。

延喜式の神名帳は、この新年祭の班幣に預る三千一百三十二座の神を載せたのでありまして、後世これを式内の神社と稱しこの班幣に預らない神社は、一切この帳面に載せられない例でありますから、之れを式内に對して式外と申して居ります。後世神社の社格を云爲するのに、式内式外を以て新舊を分つが如きことは甚だ所以のないことでありませぬ。何故ならば、延喜式の出來た當時に於ても、夫々他に大社があつたのであります。其一例を挙げますれば彼の現今官幣中社にして山城國乙訓郡大原野村に鎮座りま大原野神社の如きも、延喜式卷一、四時祭の上に、大原野神四座の祭、右料物同、春日祭、春二月上卯、下十一月中子日祭、之とあつて、祭の料物は今の官幣大社春日神社と同額で、當時既に特に朝廷から御尊崇にあつた神社であります。尤も後に長元三年二月二十日に至つて新年祭案上幣に預ることゝなりました。又今の陸前國宮城郡鹽釜町に鎮座ります國幣中社鹽釜神社の如きも、延喜式卷二十六に主

税上に、祭鹽釜神一料一萬束と見えたるやうな大社でありますが、共に延喜式神名帳には載つて居りませぬ。之れ實に祈年祭の班幣に預らないからであります。此神名帳に載らない所謂式列の神社の中にも、大社又は舊社の甚だ尠くないと云ふことを記憶せねばならぬことと思ひます。

又今日所謂官幣國幣の社格の別がありますのは、其源は前記の事情から出たものでありませうが、只今は例祭の時、陛下の御手許より幣帛を奉らせ給ふのが官幣社で、國庫から幣帛料の出るのが國幣社となつて居ますけれど、祈年新嘗の兩祭には何れも御手許より奉らせ給ふ事となつて居ります。社格名の變遷上等も注意すべき事と思ひます。

話は横道に脱れましたが、其後奈良朝の頃になつて、宮中恒例の御祭典の内でも、この祈年祭や六月十二月の月次祭には、神祇官に於て御祭典があることは勿論であつたが、其神饗幣帛の色目及び齋戒の日數、儀式等が皆「別式」と云ふのに載せられたことは令義解にも見えて居るのでありますが、「別式」は今傳はりませんので當時の事を詳に知る事が出来ませぬ。天平寶字三年六月に石川年足が奏請して「別式」の文末に制作あらず、伏して乞ふ之を作りて律令と並び行はしめむと申したのに據れば、當時未だ式の制定が不完全であつたことが判ります。そこで年足に命じて之を作らしめ給ひ、六年九月年足薨去の時未だ行はれなかつたが、諸司に於ては頗る據用する處があつたと云ふことであります。鎌倉の頃になりましたは、莊園が全國に多くなつて七道大に苦しみ、公事既に廢れて年中の祭祀亦衰え來たり

順德院天皇の時にも、新制二十一條を頒ちて恒例臨時の祭典を嚴に仕へ奉るべきを誡められた位で、就中祈年祭以下四度の幣物、案上案下の備はあるけれども諸國の神社に送つて奉らないやうであつた。且つ祈年穀以下神宮の幣物も、率分の納むるところ或は難澁ある由を訴へて當日纔に進獻するを以て、儀式は夜に入り、發遣曉に及んだこともありました。然るに其後承久の亂が起つてからは、益々朝廷の祭祀荒廢したので、後嵯峨天皇の御代に之を復興し給はんとて、朝議を開かれましたが、之れも行はれず、建曆から仁治に至る間、屢々此議がありましたが行はれませんでした。甚しきは寛元三年七月の祈年穀奉幣には神宮の幣帛までも闕如したと云ふ事である。龜山天皇の文永元年二月には、祈年祭の幣物猶ほ式の如くでない。又諸社の内に所在を知ることの出来ないものがあり、其幣物は徒に神祇伯の家に放棄して置いたので、幣物は神祇官人に分與すべきか焼却すべきかなどと議したことがある位であります。後醍醐天皇御即位の後、神事御復興に御軫念を垂れさせ給うたが行はれず、南北朝の亂に至つて、益々行はふことが出来ませんでした。更に應仁の大亂以後は、單り祈年祭ばかりでなく、諸祭悉く廢絶したのであります。當時既に朝廷の陵夷を來したので、往時日時を延引したのは、全く觸穢の理由に止まつたものであります。後世は往々御用途の不足によつて行はれないやうになつたのであります。其後徳川家光は東照宮に奉幣使を立てられんことを奏請し、正保三年三月から奉幣せしめられ、之と同時に伊勢の例幣をも再興されましたが、祈年祭奉幣の儀は未だ行はれませんでした。近世東山天皇の元祿の

頃、御再興の思召があつたのであらうか、祈年祭新嘗祭等の舊儀を藏する者は進献すべしとの命がありました。またが之れ亦再興するに至らずして、遂に明治の大御代に至りました。

明治天皇王政復古の大業を御完成あらせられ、何事も神祇尊崇を以て治國の大綱と思召されたので、祈年祭の典儀も粲然として千古の輝を發する様になりました。即ち明治二年二月廿八日を以て、初めて御再興になられた後、數度の沿革を経て今日の様になつたのであります。昨年迄は宮中にては二月四日に皇靈殿に於て祈年祭を御執行あり、之を皇靈殿祈年祭と申し、又神宮以下官國幣社に幣帛料を頒ちて送致しますが、之れ實に祈年祭班幣の儀であります。先づ神宮への幣帛は特に勅使として掌典を差遣はされ、其月の十七日を以て供進せしめらる。其處で神宮に於て祈年祭を行はれるのでありますから、宮中に於かせられても、此日に賢所並に神殿に於て祈年の御祭典を行はせられる。之れを賢所神殿祈年祭と申して居りますが、本年からは皇靈殿祈年祭も此日に行はれることになりました。大神宮及び豊受宮に奉られる幣帛は五色絶、各拾五匹、白絹 拾五匹、錦 壹端、木綿 十五兩、麻 拾五兩、神饌料 金參拾圓、別宮(一所分)の分は

五色絶 各七匹、木綿 參兩、麻 參兩、神饌料 金貳拾圓

の定めであります。次に官國幣社への幣帛神饌等の料は、四日に發送し、神社所在の地方廳に送附し、知事をして供進せしめらる。その幣饌料一社の分は

官幣大社 幣帛料 金拾五圓、神饌料 金拾圓、

官幣中社 幣帛料 金拾貳圓、神饌料 金八圓、

國幣中社 幣帛料 金拾貳圓、神饌料 金八圓、

官幣小社 幣帛料 金九圓、神饌料 金六圓、

別格官幣社 幣帛料 金九圓、神饌料 金六圓、

國幣小社 幣帛料 金九圓、神饌料 金六圓、

以上の如くであります。賢所皇靈殿神殿の御前に於いて、祈年祭を行はせらるゝことは、古はない事で、實に明治の御代以後の御例であります。而て皇靈殿に於て先づ祈年祭を行はれることは、明治四年二月四日、神祇官に於て祈年祭を行はれ、同時に同官に鎮座あらせられた八神、天神地祇、皇靈の三座の御前にも特に幣帛を奉られたので、これが皇靈殿祈年祭の始めであります。又賢所の祈年祭は、明治四年九月三十日に至つて、皇靈をば神祇官から、賢所の御内殿に御遷座なし奉つたので、翌五年二月四日の祈年祭から皇靈の御前に御祭儀を行はせらるゝにつきて、御同殿なる賢所の大前にも、之を行はせらるゝ事となつたのであります。但し明治七年以後は、皇靈殿は二月四日、賢所神殿は二月十七日に祈年祭を行はせられましたが、皇室祭祀令によりて今は前記の如くなりました。

其後神社諸般の制度確立せらるゝに伴つて、祈年祭は國家に取つて大切な御神事であるから、是非と

も官國幣社同様に、郡市町村に於て當日神饌幣帛を供進するのが至當であると云ふ論が起りまして、識者の間に屢々唱導せられ、其筋に建議をしたのでありましたが、明治天皇御在世の内には未だ御發表の運に到らずして、遂に崩御の悲しき事を拜したのであります。然るに 今上陛下亦 先帝の御旨を紹がせられ、茲に府縣社以下神社にも祈年祭(新嘗祭とも)に、奉幣するの規定を定められ、大正二年十一月二十一日、内務省令第十五號を以て愈々發表せらるゝ事となり、大正三年四月一日から實施することゝなつたのであります。即ち其の幣帛神饌料は左の定額以内と云ふ事でありまして。

府、縣社 金八圓(三圓、神饌料、五圓、幣帛料)
 郷 社 金六圓(二圓、神饌料、四圓、幣帛料)
 村 社 金四圓(一圓、神饌料、三圓、幣帛料)

以上を以て祈年の隆類の大略並に明治大正現代迄の沿革を述べ終りましたから、これから更に其儀式の變遷に就て少しく述べて見ようと思ひます。

第五章 御祭儀の變遷

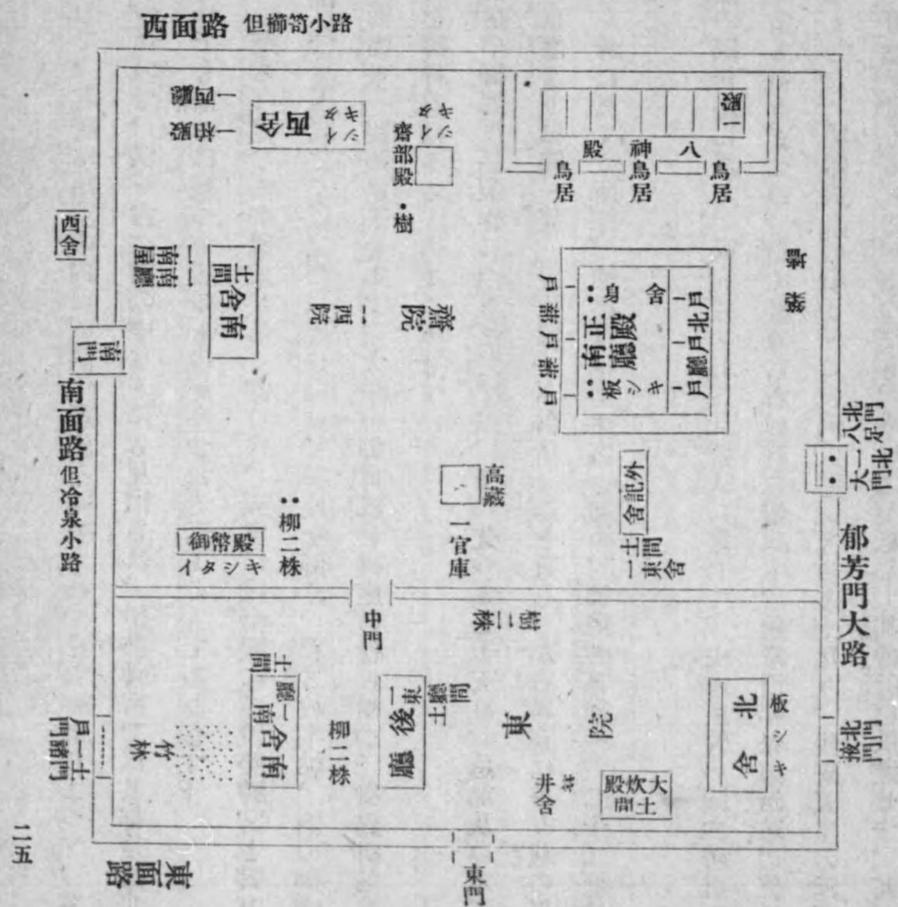
祈年祭は斯の如き幾多の沿革を経て今日に至つたものでありますが、大正の昭代に至り、府縣社以下の神社にまで奉幣せらるゝやうになつたのは、其形式こそ異れ、精神に於ては延喜の聖代三千一百三十

二社に奉幣せられたと同様で、神祇の聖典千載の下に光輝を放つたと申す可く、これも一に 明治天皇御大業の一部分であつたことゝ厚く感謝し奉らねばなりません。

さて祈年祭の御儀式は如何な風で行はれたかと申すに、大寶令に既に定められてありますが、詳細なことは貞觀儀式や延喜式に載せてあります。今大體の様を述べますれば、先づ四月の三日から散齋に入ります。散齋と申すは祭祀の時、神事に與る者が、致齋の前後に行ふ物忌を云ふので、大寶の制に大祀は一ヶ月、中祀は三日(小祀には此事なし)とある。其間は六禁と云ふて、諸司、事を理すること常の如くであるが、喪を弔ひ、病を問ひ、肉を食ひ、刑殺を判じ、罪人を決罰し、歌舞音楽を作すことを得ず、穢惡の事に預らずと云ふ事をするのであるが、祈年祭は中祀でありますから三日間であります。又當日致齋一日を行ひます。致齋は唯祭祀の事のみを行ひ、自余は悉く斷めることになつて居る。其翌四日の平明に所司の人々が、幣物を神祇官の齋院なる案上並に案下に奠します。これより以前に豫め案を据え、案下に幣薦を敷設する事があり、又伊勢兩宮には特に勅使を立てられることは勿論であります。そこで掃部寮の役人が出張して、諸員の座を、廳の外に設けます。次に神祇官人は御巫等を率きつれて中門から入りまして西廳の座に就きます。座列は東面北上であります。大臣以下は北門から入來りまして、先づ北廳の座に着きます。其座列は大臣は南面、參議以上は廳の東座へ西面南上に着座し、諸大夫は廳の西座へ東面南上に着席いたします。御巫も此時廳の下座に着きます。式部亦群僚百官を率ゐて南門より

入りまして、南廳の座へ東上北面に縦列致します。次に神部が彼の七百三十七座の祝等を率き連れて入つて、西廳の南庭に起つてあります。此多數の人々には一々班を賜ふ事が不可能でありますから、皆立禮で行ひます。既にして座が定まれば神祇官人先づ西廳より降りて、廳前の座に着きます。之を見て大臣以下諸司百官も共に其居所より立つて、各その廳前の座に着きます。茲に於て時の當事者たる中臣氏が進んで、設けの班に着き、即ち祈年祭の祝詞を宣言するのであります。祝部等は之を承けりまして、其一段が畢る毎に皆一齊に唯と稱します。斯様にして延喜式に載せてある祈年祭の祝詞十篇を夫々宣詔りますと、中臣氏は此處を退出し、大臣以下の諸司百官も皆拍手兩段して、然る後ち皆本座に還ります。次に神祇官の伯たる人が「幣帛を班ち奉れ」と云ふ命令を下しますと、神祇官の史が唯と稱してこれに應じます。すると忌部が兩人立つて案前に進み、案を挟んで持ち、受領者の進むのを待つて居ります。そこで史は官等の順に隨つて受領者の姓名を點呼して召立を致します。御巫及び祝部の輩は、各自己の姓名を呼ばれた時に、皆案前に進んで幣帛を受取つて座に還り、事訖りて大臣以下諸司各退出するのが例であります。これが即ち祈年祭班幣の儀式であります。参列の神主祝等は、申聞けられた祝詞と幣物とを夫々捧持して、自己の奉仕する神社へ立戻つて、事過たず其幣物を捧げ、さて承はつた所の祝詞を其儘神前へ奏上するのであります。斯く申せば祝詞は神主祝部どもが一々暗誦して歸るやうに聞えますが、然うではありませぬ。或者は暗誦する位にして歸任するのありませうが、實は書記したも

神祇官の圖



のを添付したので、其證は用度の内に祝詞の料紙を掲げられ、また神社によつて、其料紙の色合をも定めたことがあつたので、偶々古文書の中などにも見出され、伊勢神宮では其都度焼棄する例となつて居りますが、それでも稀には残つて居るものがあつたと云ふことであります。

神祇官に於て斯る町重なる御儀式がある當日は、天皇には南殿にて伊勢神宮を御拜あらせらるゝ例であります。其御式は南殿たつみの間に、巽に向けて御座を舖く、菴二枚半帖、例の御禊に同じく、御帳に帷を懸けて、額間東一間の格子をあぐ、大宋の御屏風を御座の傍に樹つ。御劔御笏などは常と御異りもなくして神宮を御拜遊はさるゝのであります。

それから幣帛の御調度品製作につきましては、祭に先つこと十五日、忌部及び木工をして作らしめらる。又當日は京畿より白鷄一隻、近江國より白猪一頭を貢し、左右馬寮は各々祓の馬十一匹を進めます。鷄と猪とは御歳神に奠する所で、神馬は伊勢兩宮を初め、御歳神等總べて二十二社に獻するのであります。

又當日諸國の國司應に於て、國司主として此儀式に準じて、夫々所管の國內神社に對し班幣の儀を行ふことは申す迄もありません。斯く莊重に行はれた儀式も、前章祈年祭の沿革の條に述べたやうに、段々と衰えて來ました。嵯峨天皇の頃よりこの例に違ふもの多くなり、醍醐天皇の延喜の頃に至りては、偶々參會して幣物を受くるものがあつても、或は之を私して其神社に供進せず、甚だしきは神馬の如き

を郁芳門外に於て直ちに市人に估るやうになつた。そこで朝廷では屢々官符を下して是等の不都合を戒飭しましたが、其弊害はなかく改まるべくもありません。依て己むなく當國の幣を以て充てさせるやうになりました。類聚國史卷十神祇の條に、『延暦十七年九月癸丑、祈年の幣帛を奉るべき神社を定む。是より先き諸國の祝等年毎に京に入り各々幣帛を受く。而して、道路僻遠往還艱多し。今便ち當國の物を用ゐよ』と見えて居ります。これ所謂國幣といふことの起りであります。

又幣帛授受に於ける祝等の懈怠の有様は、類聚三代格や、有名な三善清行の意見封事に見えて居ります。此意見封事十二箇條は本朝文粹に載つて居りますが其一を意譯いたしますと『善相公(清行)云々、一、應に水旱を消し豊穰を求むべき事。右臣伏して以みれば、國は民を以て天と爲し、民は食を以て地と爲す、民無くんば何にか據らん。食無くんば何をか資まん。然れば則ち民を安んずるの道、食を足すの要は、唯水旱 沴無く、年穀實ること有るに在り。故に朝家毎年二月四日、六月十一日、十二月十一日、神祇官に於て、祈年月次の祭を立つ、嚴かに齋肅を加へて、遍く神祇に禱り、其豊熟を乞ひ其報賽を致す。其儀公卿、辨官及び百官を率ゐて神祇官に參す。神祇官、社毎に、幣帛一裏、清酒一瓮、鐵鉞一枚を設け棚の上に陳列す、又社に或は馬を奉ずる者有り。(祈年祭一匹、月次祭二匹)亦皆左右の馬寮、神馬を牽列す。爰に神祇官祭文を読み、畢て件の祭物を以て、諸社の祝部に頒つ。祝部須く潔齋して捧持して各々以て奉り進むべし。而して皆上卿の前に於てす。即ち幣絹を以て懷中に挿着し、鉞柄を抜き棄て、

唯其鋒を取り、其瓮の酒を傾け、一舉して飲み盡す、曾て一人も全く神祇官の門を持出す者無し。況んや其神馬は、則ち市人郁芳門外に於て皆買取て去る。然れば則ち祭る所の神豈に歎饗するあらんや。若し歎饗せずんば何ぞ豊饗を求めん。伏して望むらくは、申ねて諸國に勅し、史生一人以上を差し、祝部を率て此の祭物を受取らしめ、慥に本社に致し、以て如在の禮を存し」云々と見えて居るので、如何に神官が曠職緩怠を極めたかを知ることか出来ませう。これが延喜式の出来た延喜年中の頃でありますから驚かざるを得ない。斯る有様で段々衰えて来る、後土御門天皇の寛正の頃までは、如何か斯うかして絶ゆることなく行はれたのでありましたが、應仁の亂を経てからは全然廢絶したのが、明治の御代に至つて官國幣社だけに、先づ復活されたのであります。

明治の御代に御制定になりました處によれば、祈年祭は皇室祭祀令に小祭の内に入れられてあります。二月四日伊勢神宮に勅使發遣せられる御儀式は次の如くなつて居ります。

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内大臣式部長官式部官著床

但シ服装小禮服禮裝禮服關係諸員亦同ジ

次ニ勅使衣冠著床

次ニ出御御直

侍從長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從武官長侍從武官御後ニ供ス

次ニ幣物御覽掌典長侍立

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警驛ヲ稱フ

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

之れで勅使發遣の儀は終るのでありますが、小祭(祈年祭も含む)に於ける賢所皇靈殿神殿の御儀は次の如くであります。

之れ迄二月四日に、皇靈殿に祈年祭を行はれたのでありますが、本年から二月十七日に御同日に行はれることになりましたので、賢所の儀と御同様と拜するのが當然であります。其御式は、

時刻宮内勅任官宮内奏任官總代各一人着床

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御

是レヨリ先キ綾綺殿ニ於テ、天皇てんのう波御、皇太子參入、天皇に御服、(黃櫨染御袍)御手水、御笏ヲ供シ(侍從奉仕)皇太子ニ儀服、(束帶黃丹袍、未成年ナル時ハ闕腋袍、空頂くうてい黒幘)手水、笏ヲ供シ(東宮侍從奉仕及ビ供奉諸員服裝ヲ易フルノ儀アリ)、式部長官前行シ、侍從御劍ヲ奉ジ、侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候ス。

次ニ御拜禮御鈴内掌典奉仕

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉ジ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ皇太子拜禮訖テ退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ヅ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ退下

と云ふ御順序であります、皇靈殿くわうれいでんの御儀に於きましても、賢所の御儀と御同様であります、只御鈴の儀がないばかりであります。神殿しんでんの御儀も皇靈殿の御儀と御同様でありますから、茲こゝに省はぶきます。序に官國幣社に於ける祈年祭きねんさいの式次を述べませう。これは明治六年三月二日式部寮しよぶりやう番外達で發布されたのが初めてありますが全文ぜんぶんは次の如くであります。

○式部省番外達(明治六年三月二日)

一官國幣大中小社幣帛各地到着ノ上日限ヲ撰ビ祭祀可執行

但奉幣相濟候ハ、其趣可届出事

一當日社頭ノ諸雜費ハ總テ幣帛並神饌ノ料ヲ以テ仕拂致シ右金高ヲ不踰様取計可申事

但仕拂後殘金有之候ハ、各地方廳へ預リ置社頭年中經費ノ内へ可差加事（二十年内務省令第
十五號ヲ以テ經費ヲ廢ス）

○官國幣社祈年祭式

地方ノ長官以下祭ニ關ル官員及神官共ニ前日ヨリ齋戒シ地方ノ長官正廳ニ臨ミ幣物點檢シ屬ニ附ス

當日早旦神官神殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長官以下帷舎ニ着ク

次地方ノ長官以下帷舎ニ着ク

次屬幣櫃ヲ門内ニ入レ砌上ニ置ク

次神官ノ長官殿ニ昇リ御屏ヲ開キ畢テ側ニ坐ス

此間奏樂神官奏樂ナ心得ザレバ
略スルモ妨ナシ下同ジ

次同次官以下神饌ヲ傳供ス

此間奏樂

次屬幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ假ニ案上ニ置ク案ハ豫メ便宜ノ
所ニ設クヘシ

次神官ノ長官幣物ヲ神前ノ案上ニ奉ル再拜
拍手

次同官祝詞ヲ奏ス（祝詞略ス）

次地方ノ長官玉串ヲ獻テ拜禮再拜拍手○玉串ハ府縣掌
執テ昇殿シ傍ニ就テ附之畢テ下殿帷舎ニ復ス

次地方ノ官員拜禮

次神官ノ長官玉串ヲ獻テ拜禮再拜拍手○玉串ハ主典執
テ昇殿シ傍ニ就テ附之畢テ本處ニ復ス

次同次官以下拜禮

次同官以下幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次同長官御屏ヲ閉ツ畢テ下殿帷舎ニ復ス

此間奏案

次各退出

○神饌大社九壺○中社
八壺○小社七壺

洗米、酒二瓶、海魚、川魚、鳥大中小社
ニハ除之、海菜、品
ニ野菜同、菓小社ニ、
ハ除之、鹽、水、

大社 府知事縣令正權ノ内參向

中社 府縣參事正權ノ内參向

小社 府縣奏任出仕參向

右府縣長官差支アレハ次官之ニ代リ奏任出仕差支アレハ長次官之ニ代ル各其ノ時宜ニ任スヘシ

この達たちしが更に明治八年四月十三日式部寮達しきぶりょうだつしとして發表された神社祭式によつて改められ、今日まで準用して居りましたが、今は略しまして、今度新に定められた内務省令の神社祭式によれば、左の如く改まつて居ります。(大正三年三月二十七日官報、内務省令第四號)

○官國幣社大祭式(祈年祭新嘗祭及例祭、府縣社以下神社准之)

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次幣帛供進使參進是ヨリ先手水ノ儀アリ

次幣帛供進使被所ニ著ク

次修祓先御幣物、次幣帛供進使及隨員

次幣帛供進使所定ノ座ニ著ク

次御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク幣帛供進使隨員副ヲ

次宮司諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次宮司御屏ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次幣帛供進使隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假リニ案上ニ置ク案ハ豫メ傾宜ノ所ニ設ク

次宮司御幣物ヲ奉ル

次幣帛供進使祝詞ヲ奏

次幣帛供進使玉串ヲ奉リテ拜禮玉串ハ隨員之ヲ附ス

次幣帛供進使隨員拜禮

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮玉串ハ主典之ヲ附ス

次權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次權宮司若クハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次宮司御屏ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス此間奏樂

次宮司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次各退出

以上の如く改正になり、幣帛供進使が祝詞を奏することになつて居りますから、一層神社は國家の宗祀であることが判り、祭典も莊重を極める譯であります。尙神饌は

和稻、荒稻。酒。餅。海魚。川魚。野鳥。水鳥。海菜。野菜。菓。鹽。水。

でありまして、大社は十一臺以上、中社は十臺以上、小社は九臺以上を調進することゝなつて居ります。又明治八年の神社祭式には、祈年祭の神饌中には、餅が省かれて居りますが、今度は之をも奉ることになりました。

第六章 新年穀奉幣

祈年祭の起源沿革並に御祭儀の變遷は、前數章に於て述べた如くであります。猶ほ中世、祈年と云ふ事を、非常に重んぜられた證據として、一つ御話しいたさねばならぬ事が御座ります。これは即ち祈年穀の奉幣と云ふ一の御祭儀であります。

新年穀の奉幣と申すのは、矢張り祈年祭と同じ意味同じ目的で、旱水風損の憂なく五穀豐饒民心安泰と云ふ事を、神明に祈願する處から出たのでありますが、夫は主として所謂二十二社に奉幣使を立てられたのであります。祭月は、大抵二月と七月とで、祭日は其月の吉日を撰んで御執行になる。祈年祭とは、名稱を變へて居ると、同祭は延喜式神名帳に載せられて居る神社に奉幣せらるゝのであるが、此御祭は大神宮及び近畿有名の二十二社に奉幣せられるのが、異つて居るばかりであります。

この御祭典の起源は、醍醐天皇の延喜二年が初めであると云ふ説が正しいので、天武天皇の四年正月であると云ふ公事根源の説は誤つて居ります。二十二社と申すのは、其初め村上天皇の天徳三年七月に、

伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴船の十六社に奉幣の事がありました。二十二社註式には同じ天皇の康保二年に霖雨月を経て九天雲を覆ふ、之に依て、閏八月二十一日幣を十六社に奉つて雨を止むとあります。其後一條天皇の正暦二年炎天日を送て萬物色を變ず、之に依て、六月二十四日祈雨の奉幣の時、吉田、廣田、北野の三社を加へ、官幣を奉りて十九社となされた。同五年二月十七日に至り、祈年穀の時に梅宮を加へて幣を奉り、二十社となつた。後長徳二年二月二十五日臨時の官幣を奉せらるゝの日、祇園を加へて二十一社とし、(長保二年とも云ふ)後朱雀天皇の長暦三年八月十六日、官幣を奉らるゝの日、日吉を加へて二十二社と致されました(寛弘六年二月とも云ふ)。されど後には日吉社は時によつて、或は除かれることもありましたが、白河天皇の永保元年から、祈年穀には必ず二十二社に奉幣せしめらるゝ事となりました。斯くて毎年神祇官に勅して、以つて奉幣し、年穀を祈り禍災を除く祭事を執行せしめられたのであります。此等の神社の中には延喜式神名帳に載する所の、日本國中大小神祇三千一百三十二座以外のものも交つてります。

此二十二社を上中下の三部に分つて居りましたこともあり。それは、

伊勢 石清水 賀茂 松尾 平野 稻荷 春日

を以て上七社と稱し、

大原野 大神 石上 大和 廣瀬 龍田 住吉
を中七社と稱し

日吉 梅宮 吉田 廣田 祇園 北野 丹生 貴船
を下八社と稱して居りました。

次に祈年穀奉幣の御模様を記し奉れば、先づ奉幣使を諸社に發遣せらるゝ前にあたりて、兼ねて奉幣定めと申すことがあります。これは上卿以下が陣の座に着いて日時の勘文、幣使の差文及び宣命の事などを議定して、天皇に奏聞致します。後世になつては當日に之を行ひました。扱その祭の當日になりますと、先づ式場である所の八省院を裝飾し、内侍以下の女官が来て幣帛を包みます。それから上卿以下各々參入して所定の座に着き、伊勢神宮への御使以下諸社への奉幣使を召して、順次に宣命を御授けになり、直ちに夫々の神社に發向致させます。而して天皇には伊勢神宮への御使が出發した後に於て、紫宸殿に出御になつて遙かに神宮の方を御拜になります。尤も御物忌の時には石灰壇と申す御庭の一部に於て御遙拜をなされました。又天皇八省院に行幸の時は、伊勢への御使を發遣なされてから後ち還御になりましたので、その位歴代の天皇には皇祖を御崇敬遊ばされたのであります。

又伊勢神宮への奉幣使は、最も重い御社に立つのでありますから、臣下ではならぬと云ふので特に諸王の内御一方を卜定し、中臣氏と忌部氏とを隨行させます。其他賀茂、松尾、平野の三社へは各々參議

と五位の人を奉幣使とし、石清水と稻荷とへは各々四位の人、丹生、貴船へは各々神祇官の六位の人を遣はして、其他の神社へは各々五位の官を任じます。尤も石清水は源氏、春日と日吉とは藤原氏、梅宮は橘氏、其他は菅原氏の氏人を選定して差遣はされる例でありました。

斯く祈年祭の班幣の神社の外に、右の二十二社にまでも奉幣せられて、五穀の不熟なからんことを祈られたのは、いよゝ我が國が農を以て本とし、又歴代の天皇が下臣民の上を安穩なれと祈らせられたのでありますから、御仁慈の大御心は申すも畏きばかりであります。併し此御神事も、追々世の亂れ来るやうになり、且つは後世奉幣使も懈怠し、或は幣料の不足等から、規定通り行はれなくなりまして、春の時の奉幣を七月にしたり、秋の時の奉幣を十二月に延引したりした事もありました。後ち益々衰頽に赴いて中絶するやうになりましたが、後花園天皇の文安元年武家の執奏によつて、漸く再び行はるゝこととなりました。されど之れ亦久しからずして、益々戦亂の世となり、朝廷の御幣料も薄らぎましたので遺憾ながら祈年祭と同様に廢絶して、今日までもこの方は再興の機は御座りませぬ。併し既に二十二社は全部官幣社に列せられて居るのでありますから、却つて統一されて御復興になつて居ると申しても差支はないのであります。

第七章 祝詞の眞精神

祈年祭の御祭典の大切なことは前數章に於て述べた通りであります。其御精神は猶ほ延喜式に載せられて居る祈年祭の祝詞を通讀しても了解することが出来ます。

此祈年祭の祝詞について考へて見ますれば、全篇、初段の宣命と、末段の事過たず幣帛を皇神に供へよといふ委囑の文とを除いて十段に分れますが、初めの一段だけが班幣に預る三千一百三十二座共通の祝詞でありまして、他の九章は夫々各別の神様に申上げるのであります。其共通の祝詞の中に、『天社國社と稱詞竟へ奉る皇神等の前に白さく。今年二月に御年初め賜はんとして皇御孫命の宇豆の幣帛を、朝日の豊逆登に稱辭竟奉らくと宣る』とあります。字句の解釋は今此處では致しませぬが、其御精神を承つて見れば、即ち本年二月に御年を初めさせ給ふに當りて、天皇陛下が天社國社の皇神等の前に、幣帛を御上げになると云ふ意である。御年初め給ふとは何でありますか。之れ即ち二月四日に稻穀を作る業を手始め遊さんとするのである。之れ耕作は百姓の業であるのを、天皇御自身に始めさせ給ふやうに書かれたのである。之れ實に我が國は、天皇の統治し給ふ國にして、山川田野悉く、天皇の御所有である。又稻穂は皇祖天神より、天皇に御授けになつた所謂齋庭の稻穂である。それらを天下の百姓に頒ち與へて耕作せしめ給ふ本義でありますから、天下百姓の勞苦の作業をば、御自身の御務めとして、神明に其豊饒ならんことを御祈りになるので、誠に有り難き大御心であります。

次の『御年の皇神等の前に白さく。皇神等の依さし奉む奥津御年を、手腕に水沫霽垂り、向股に泥霽寄

て取作らむ奥津御神を、八束穂の伊加志穂に皇神等の依さし奉らば、初穂をば千穎八百穎に奉り置きて、穂の邊高知り、穂の腹滿並べて、汁にも穎にも稱辭竟奉らむ、云々。御歳皇神等の前に白馬白猪白鶏種々の色物を備奉りて云々とある。これは主として御歳皇神をお祀り申した大和國葛上郡葛木御歳神社に坐す御歳の皇神及び御相殿の神々に申す特殊の祝詞であります。五穀を司る神様は昔から御歳神大歳神若年神となつて農事には必ず御祭り申します。而して手の腕には田の水の沫を掻き垂らし足の股には田の泥を一杯に掻き寄せて粒々辛苦、耕作の勞役に服して勉強致しますから、どうぞ御神徳を垂れ給へ御冥助によつて八束穂の嚴し穂に實れば秋になつて御初穂を汁にも穎にもして差上げますと、神様に御願ひをしつゝ御約束をする。此處が即ち祈年祭が新嘗祭の原祭である所以であり、又我國の神明に祈る心情は決して他力宗のやうな宗教的分子がなく、全く奮勵努力して神明の加護を祈るといふ大和民族の最大美點であります。此一段の中で前に祈年祭の起源の中に述べました、御歳の皇神等に白馬白猪白鶏を特に奉るといふことが出て來るのであります。この一段は大歳神社にのみ申すのであります。御神徳は廣大である、後世は何れの神社に於ても祈年祭の祝詞の中には、必ず御歳神並に大歳神若年神をも御招き申すことに致して、御祈願を致すのであります。

残は大御巫の仕へ奉る宮中八神殿の神、座摩の御巫の仕へ奉る神、御門の御巫の仕へ奉る神、生嶋の御巫の仕へ奉る神、伊勢に坐す天照大御神、御縣に坐す神等、又夫々特殊に申上げる祝詞であります。

中にも伊勢に坐す天照大御神の大前に白す一段は生々として發達向上を國是とする、吾々日本國民の大理想大目的大主義が宿されて居ります。

辭別て伊勢に坐す天照大御神の大前に白さく。皇大御神の見霽し坐す四方の國は、天の壁立つ極み、國の退き立つ限り、青雲の靄く極み、白雲の墜坐向伏す限り、青海原は棹柁干さず、舟の艦の至り留る極み、大海原に舟滿ち續けて、陸より往く道は荷緒縛堅めて、磐根木根履さくみて、馬の爪の至り留る限り、長道間なく立續けて、狭き國は廣く峻し國は平く遠き國は八十綱打掛けて引寄する事の如く、皇大御神の寄し奉らば、荷前は、皇大御神の大前に横山の如く打積み置きて、残りをば平けく聞看さむ。

云々とあるのは、誠に吾國民の膨脹的思想が、神明に奉仕する道に於て既に業に標榜されて居たことが分ります。これは諸國より奉る貢物の初穂を奉る荷前の事を申したのであるが、等しく祈年祭に申上げる言葉である以上は、これだけの大抱負大主張を、陛下の御心なり國民の心中なりに抱懷して居つたのであります。何ぞ島帝國の一小區分に踟躕する必要がありませうや、膨脹發展は向上の精神と共に、吾が國民性の本源であつたのであります。

延喜式の祈年祭の祝詞には、斯の如き大理想大精神が宿つて居りますが、明治八年に定められた神社祭式の中に示された官國幣社祈年祭の宮司の祝詞にも、矢張り農業本位の國是と、天皇御仁慈の御精神

とが宿されて居ります。而して夫々の『大神が敷坐せる公民が取作らむ五の穀物を始めて、處々に生出む種々の色物をも彌益々に成幸へ給ひ平けく安らげく新嘗祭仕奉らしめ給へ』と申し上げて居る。即ち新嘗祭の御祭典が賑々しく出来まするやうにと御願ひ申してあります。

斯の如く祈年祭は、天皇陛下の御思召を、神官神職が奉體して、夫々奉仕の神明に對し奉つて、五穀の豊饒を祈り奉るのでありますから、よく古來の祝詞の精神をも味はなければなりません。殊に近く發表にならうと云ふ神社祭式によつて定めらるゝ祝詞は二様に出来て居つて、官國幣社に於ては一は宮司の上げる分、一は幣帛供進使が、陛下の御思召を承り申上げる分とであります。随つて府縣社以下の神社に於きましても官國幣社に准じて、一は神職が申上げる祝詞、一は町村長の供進使が、神様に御願ひする精神の籠つた祝詞と、共に二様になつて來るのであります。之れ等は誠に結構なことであります。今迄は宮司又は社司社掌が、一度だけ申上げたのを、府縣郡市町村の代表者が、更に府縣郡市町村の爲めに此御祭典を行ふのであるといふ敬神思想の發現でありまして、我が神祇史上に特筆大書すべきことであります。神職たる者は、よくよく此邊の眞髓を味つて、其精神を氏子崇敬者に傳ふべきことでもあります。

第八章 祈年祭と神社と

府縣社以下の神社と雖も、神饌幣帛料の供進がある以上は、此祈年祭てふ大祭を、之れまでのやうに空々に過してはなりません。今祈年祭の講述を終るに臨んで、聊か實際問題としての祈年祭を述べて此項を終ります。

祈年祭は如上の大抱負大精神があつて、古來重く行はれたのでありますから、夫々の神社に於ても、十分之れを社會即ち氏子人民と結び付けて行かなければなりません。之れを結び付けるには如何なる方法を執る可きか、素より土地の状況に依るべきことは申す迄もありませんが、成る可く神職は當日神社を清掃し、社殿を裝飾し、國旗を掲げる、氏子崇敬者に於ても夫々國旗を掲げるやうにして欲しい、町村の小學校に於ては、當日祈年祭に關する講話を行ふやうにし、且つ時間を斗りて、生徒一同又は總代を校長なり受持教員なりか引率して神社に參拜するやうにするも宜らうと思ひます。これが國民教育と結び付ける第一番の必要な事でありませぬ。

御祭典は祭祀令に基いて行ふのは勿論であります、特に祈年祭であるといふ意義を明瞭ならしむる方法を執らなければなりません。夫れには當日を以て祭典後米粟の授種式とでも申すことを行へばよろしい。之れは新嘗祭と關係を持たせる必要がありますので、毎年新嘗祭には各府縣又は郡町村の農會、或は農事試験場青年會等で試作した稻、又は一個人の家で作つた稻などの内、最も優良で且つ其地方の地質に適するもの數種の籾を献上して之を一旦奉奠して後、設備ある神社又は府縣郡町村の農會に於て保

管して置く、それをば祈年祭の當日に社頭に持出して夫々授與する、町村長は供進使として參列して居るから最も好都合であります。農會技師技手なども參列させようし、町村の青年會などの團體も參列して居りませうから、其内の代表者に、右の稻種を授與し、新嘗祭供饌の分は別に人と土地とを撰んで栽培せしめ、(其方法には不淨の施肥をなさず、田畦に注連を張る等の方法を設けたならば、最も敬神の念と米作改良の意とを體して耕作することとなり、且つは自ら田地を敬愛する美風も養ひ得て祈年祭の眞精神を實現することが出來やうと思ひます。斯る式典をも加へましたならば、當日祭典後に於て、神職は祈年祭に關する講話をするのもよからうし、或は農會を開きまして、其年度の計劃を立てるのもよろしい。或は農産物品評會等を開いてもよろしい、或は又専門技師老農等をして播種の方法其他農事上の講話を爲さしめてもよろしい。兎に角我が國は農本の國柄でありますから、農事を重んぜさせ給ひて行はせらるゝ祈年祭の精神を、よく一般國民に徹底せしめて、敬神の念を涵養せしめ、參列の人々が如何に神事の嚴肅なるかを見て、衷心襟を正して拜伏默禱し、その秋收期となりますや、八束の垂穂の瑞々しき狀を見て、その神恩の有りがたきを感謝するなど、不知不識の間に敬神思想を増進せしむるやうに致さなければなりません。これは私がホンノ一例として思ひ付いた處を述べたのであります、猶ほ神職たる者は大に考慮して、具體的に社會に接觸して行くやうに致さなければなりません。

第二編 新嘗祭

第一章 新嘗祭の精神

四六

毎年十一月の廿三日は、新嘗祭と申して、學校も休み、諸官省其他も休業して、當日を祝福いたしますことは、曆面の上にも見えて居りますから、前申しました祈年祭とは異つて、何人も此祭日の精神は、承知して居る筈であります。併し近來は、此祭典の御趣旨を知る者が少くなつて、如何に大切な有り難い御祭典であるかを、心から會得して居る者は多くありません。只國旗を掲げて、休業さへすればよいと云ふやうな淺薄な觀念を持つやうになつて居ります。甚だ遺憾至極で御座ります。

新嘗祭は畏れ多くも宮中に於かせられては、天皇陛下が神嘉殿と申す御殿に御出ましになりました、御自身に其年の新穀の御初穂を、皇祖皇宗天神地祇に御薦めになり、又御自身にも召上つて、群臣にも賜はせられる御祭典であります。これは宮中の御祭典や御儀式が澤山ある中で、一番貴く重い御祭典であります。其精神と申すも、春の初めに祈年祭を御行ひになり、神々に其年の豊穰を御祈念あらせられ、御蔭を以て豊かに實つた稻穂を以て御酒御饗を造り、先づ御禮として神々に御供へになる、即ち天子様が本に報ひ始めを忘れさせ給はず、神明の大前に大孝を申べさせ給ふのであります。而も御式は夕方から始まつて、翌日の午前三時までかゝります。此間 天子様は御裝束を召されて、御自身に大神主

の御業を遊ばされるのでありますから、如何に貴くも重い御祭典であらせられるかを拜察することが出来る次第であります。

然らば吾々は此御祭典の日に於ては、如何なる精神を以て奉祝すべきかと申しますれば、王政維新の始め、明治元年十一月十五日に、太政官の布告を以て、左の如く全國に御達しになつたのを拜承して、以て自己の敬神思想を固めなければならぬのであります。

來十八日新嘗祭に相當り、御祭は於京都被爲行候へ共、主上御遙拜被爲在候。右祭の儀は、先づ、皇國の稻穀は、天照大神、顯見蒼生の食て可活ものなりと詔命あらせられ、於天上狹田、長田に令植給ひし稻を、皇孫降臨の時下し玉へるものなれば、其神恩を忘給はず、且、早霖の憂無之様に、神武天皇以來世々の天皇、十一月中卯の日、當年の新穀を天神、地祇に供せらるゝ重禮にて、三千年に近く被爲行、來十一月朔日より散齋、致齋の御戒被爲在、萬民撫恤の爲に、御親祭被爲在候事、誠以、下々の身にては、有難御儀に候。諸般の事は中世以來、他邦の風儀も立交候へども、神事のみは古代の儘にて、聊かも駁雜無之、純粹の古道に候。京都及山城國中は、當日より明音を禁止し。庶民に至迄一意に、神祇を尊崇すべき御定に有之、天下一統、昔は新嘗の日は、戸を閉齋朝まで、梵鐘誦經の戒致候趣古歌に相見え候へども、只今に至り候ては、其子細も不存、徒に打過候故、及御布告候。右の譯にて全く御仁恤の叡慮より爲被爲行御祭に候條、公卿、諸侯、太夫、士、庶人

に至る迄、篤く相心得、當日は潔齋神祇を拜し、共に五穀豊熟、天下泰平を神祇に祈奉るべし。而々毎日食し候米穀は、其元、天祖の賜物なるを知、御國恩の辱なきを相辨へ候はゞ、遊興安臥して在にあらす、寒村僻邑の土民雨を祈り晴を願候も、必感應有之、況天下一同、至尊の御仁慮を體認し奉べきり、共に祈請し奉るに於ては、神祇の冥感殊に速なるべき事に候

御祭典の御由來は、實に此の如く貴く重きことでありますから、此日國民たる者は、一は 皇祖皇宗を追遠し奉り、一は衣食の艱難を偲ぶべき日であると申すべきであります。神社に於て此御祭典を大祭の中に數へるやうになりましたのも、全く所以あることで、殊には本年度からは、府縣社以下の神社と雖も神饌幣帛料の供進があることでありますから、よく御祭典の趣旨を辨へて、當日は國民として執るべき道を踏まねばなりません。

第二章 最も重き御祭典

新嘗祭は『ニヒナベマツリ』又は『ニヒナメマツリ』とも申しまして、古くは大嘗祭、即ち『オホニヘノマツリ』とも申しました。それは新嘗も大嘗も異なる處は無かつた時代であります。が、今では毎年新穀をば、天子様が神々に御供へになり、又御自身にも召上る處の十一月二十三日の御祭典は、之を新嘗祭と申し、天皇御一代に一度、御代始の新嘗祭をば大嘗祭と申します。本年の新嘗祭の如きは即ち

それで、その區別は後に述べることに致します。

此御祭典は實に神代以來、吾が朝廷に傳はつて、而も貴く重く御執行になつたのであります。何時頃起つたかと申しますれば、天祖天照大神が、高天原に御居になつて、五穀の種を得させられ、之を天の狭田、天の長田に御植ゑになりまして、其稻穂を以て、大嘗の殿に座して、新嘗を聞食されて居たことは古事記や日本書紀にも見えて居ります。其御儀式は判りませぬが、正しく新嘗といふことを御行ひになつたことは確で、蓋しこれが新嘗祭の起源であります。殊に新嘗といふ文字から見れば、新に御宮殿を建て、新穀の御饗を行はせられ、又大神御自身にも、召上つたことと思はれます。又、天孫降臨の際には、天祖齋庭の稻穂を授け給ひしより、降臨の後も新穀を召上ること、即ち大嘗祭を行はせられたことも、『中臣壽詞』と申すに記してあります。

之は朝廷で夙く神代の頃から行はれた證據であります。が、神代の頃は、民間の神様に於ても又此祭を行つたものと見えます。即ち日本紀に天稚彦が返り矢に中つて死んだことを述べて、その時天稚彦は新嘗して休臥して居つた時であつたと申します。その他の書物にも『新粟の初嘗』とか『新粟嘗』とか申してありますから、他の諸神も必ず此御祭を行つたものであらうと思ひます。

此の如く古くから大切に行はれた新嘗祭は、全く天下の國民が生活して行く根本の材料である處の穀物を、天照皇大神からして、重んぜさせ給うたからで、その耕作に先立つて豫め祈年祭を行ひ、既に成

熟するに至つて、新嘗祭を行ひ、先づ神祇に捧げて報賽の意を表せられたのであります。猶ほ新嘗祭及び大嘗祭の重んずべき所以を茲に重ねて述べます。

食は民の天とする所なれば、○中略春は萬民の爲に年穀を祈り給ひ、秋冬は萬民の爲に天神に報祭し給ふ。新嘗とは、初て新穀を嘗給ふの義にして、神代の古も、新嘗し給ひし事見えたり。是によりて累葉の聖帝明主、天神地祇を祭らせ給ひ、本に報い始に反るの儀を行はるゝ也。嘉穀の原は、日神の植させ給ひしなれば、年の九月穀の熟する時に、先、神嘗の祭有て、皇大神を祭らせ給ふ。十一月に至りて、諸國より供進の物も備はりぬれば、主上みづから天神に供せられ、次に天下の諸神をも祭らせられ、さて其後に主上も新穀をきこしめし、群臣にも賜はるなり。米穀は殊に重せらるゝによりて、御代に一度の大祭も、此御祭也。其儀節は、皆、神代の古風のまゝにして行はる。中臣・書詞を奏し、忌部・鏡劍を奏する事も、中臣の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、共に天祖の側に在て、神事を司り、皇孫降臨に及ても、猶、輔佐し奉り、神武天皇の御時にも、兒屋命の孫、天種子命、解除の事を主り、太玉命の孫、天富命、天璽鏡劍を捧げて、共に祭祀の事にあづかる。其遺業を傳て、後世迄も兩家の常職とはなりし也。其他の氏々も、かくの如く神代より、各々その家の職業を傳へて、事を行ふことも、神代の昔に易る事なし。日嗣の君は日神の遺體にましくして、今も天神に事へ給ふ事、在すが如く、氏々の人は、皆諸神の子孫にして、其遠祖の人々、古日神に事へ奉りし時にかはらず、千萬世

の後までも、天上の儀を傳へて神代の遺風を其まゝに行はれ、今の世に異なる事なきは、他邦異域に絶てなき事なれば神國とは申也。されば諸國の人民も、各々作る所の米穀諸物を、京師に送り、天神に供じ奉らん事こそ本意なるべけれ。是によりて拔穂田の事ありて、國毎に六段づゝの稻を進む。宮主一人と、稻實卜部、禰宜卜部、各一人づゝを、悠紀主基の二國に遣はして、天神に供じ給ふ所の、御飯・黒酒・白酒の稻を調進す。神代より布帛庶物を調進せし國々は、各々その舊業を繼て、祭の料を奉る。かたじけなくも至尊これを受取せ給ひて、御飯・御酒となし、親ら天神に供じ給ふ。是萬民の天神に報い奉らんとする誠心を、玉體に負はせ給ひて、これを天神に通じ給ふ御事なれば、天下の臣民も、此義を知りて、此日には祝ひ喜びて、神恩を仰ぎ奉るべきなり。今は拔穂などの事もやみて行はれず。悠紀主基の國も常に定りて卜定といふ事なれば、諸國の人民、今日かやうの大祭ある事を知らざれども、今も、天神の播種せられし米穀を食て生活しながら、其種を得たる源をも知らず、天神の賜物を輕忽にせんは恐るべき事にあらずや。されば士民となく、今日或は神社に詣で、或は親戚朋友會集して、新穀を嘗め、共に、天神の深恩を謝し奉らん事を思ふべきなり。(會澤安先生著、草偃和言)

との文を繰り返し讀んで、世の風教指導の任に當り、國家の祭祀に奉仕し、或は國民教育の職に在るものは、よく此御祭の精神起源を明かに承知して居らなければならぬ事でありませう。

従つて此御祭典は、實に祈年の神恩に報じ給ふ處のもので、極めて最重なる御儀であることは、前章にも述べた如くであります。今一層其貴重なる御祭典であることを證する爲めに、明治四年十一月、明治天皇が大嘗祭を行はせられたる時に告諭あらせられた一文を拜記いたします。

夫、穀は天祖の授與し給ふ所、生靈億兆の命を保つ處のものにして、天皇、斯生民を鞠育し、以て其恩頼を報じ、天職を奉じ給ふこと、斯の如し。然則、此大嘗會に於けるや、天下萬民、謹で御趣旨を奉戴し、當日、人民休業、其地方産土神を參拜し、天祖の德澤を仰ぎ、隆盛の洪福を祝せずんばある可らざる也。

と、誠に新嘗大嘗の大精神を述べられたもので、至尊は恰も萬民を代表せさせ給ひて、皇祖皇宗に報賽の禮を行はせられるので、本年の大嘗祭に際して、殊に一層感慨を深うする處であります。

第三章 新嘗祭の沿革

大嘗祭の起源が遠く、神代にあることは前章にも述べた如くありますが、新嘗祭の始めに就きましたは、古來諸書に記す處、異同があります。古へは大嘗、新嘗共に大嘗と稱して、毎年の新嘗も、御一代一度の新嘗即ち大嘗も、區別されて居りませんでした。仁徳天皇の御代に初めて、新嘗といふ文字を使はれて居り、又宴會の事なども見えて居ります。其後代々の天皇の新嘗を聞食されたことも見えま

すが、御一代一度の新嘗であつたか、或は毎年十一月の新嘗であつたか、今判明いたしませぬ。或は清寧天皇の三年を以て、新嘗祭の始と云ひ、或は用明天皇の二年を始とするとも申しますが、或は既に早く景行天皇の御世に毎年十一月の新嘗を行はれたとも申して居ります。而して大嘗は御一代に一度行はせられ、之れを大祀として最も重い御儀となし、毎年十一月行はれるのを新嘗とするやうになりましたのは、兎に角天武天皇の白鳳元年以後の事でありませぬ。文武天皇が、大寶令を御定めになり、十一月下の卯日、若し三つ卯の日があれば、其中の卯の日を用ゐて祭日となすことに御定めになつてからは、殆ど御代々其例を御用ゐになつて居りました。文武天皇の御代に殆ど確立した御儀式は、簡略ながら令義解にも見えて居ります。其後、清和天皇の貞觀年中に出來た貞觀儀式や醍醐天皇の御代に出來た延喜式などによつて、殆ど御祭儀は完全いたしたと申してもよろしい位であります。新嘗祭の行はせられました翌くる辰の日には、天皇豊樂殿に出御になり、群臣に宴を賜はります。之を豊明節會と申します。御宴會中には國柄歌笛を奏し、大歌の奏があり、次に大臣以下參議以上、又は國守などから貢進する舞姫四人が、五節の舞を奏します。之れが終つて皇太子、親王以下も皆殿を下りて拜舞いたします。極めて莊嚴で且つ艶麗の趣を盡したと申します。新嘗祭當日の御儀式は、天子様が中和殿の内にある處の新嘉殿に御出ましになり、御親祭あらせられ、宵の御饌、曉の御饌を御親供あらせられたのであります。

其後鎌倉時代を経て、南北朝の頃には、朝廷の祀典も殆ど廢絶いたしました。應仁の大亂後は全く其趣を存する事すら無く中絶して終ひました。然るに徳川氏の世となつてからは、天下漸く泰平となりましたので、儀式典禮なども復興の機運に向つて、貞享四年東山院天皇が御即位をなさるゝ時には、大嘗祭の大典も御再興になり、其翌年即ち元禄元年十一月享から、御再興になつて、之れを新嘗祭御祈と稱し、神嘉殿も御座りませぬで、吉田の神祇官代に於て、神饌だけを御供進になりました。之れでも實に廢絶以來二百二十年を経て再興になつたのであります。其後元文三年六月に大嘗祭を行はせらるゝ旨を仰出されると共に翌四年には新嘗祭を行はせらるゝ旨、之れ亦仰出されましたが、玉體不豫のことがあられ、爲めに吉田の神祇官代で御祈を行はせられ、翌五年十一月始めて御再興になりました。此時は神祇官代で新嘗祭卜定があり、當日は紫宸殿を以て神嘉殿代となし、行幸あらせられて、宵曉共に神饌の御供進がありました。翌辰の日には豊明節會も行はせられました。之れから光格天皇の寛政三年になりまして、更に神嘉殿をも御再興になりましたので、同年十一月廿二日には、神嘉殿に於て、古代の式の如くに新嘗祭を行はせられ、其後は毎年の恒例となり、御親祭あらせらるゝことになつたのであります。

明治天皇には御敬神の叡慮殊の外深うましまし、萬事王政に御復古あらせられましたから、明治元年十一月には、前に述べたやうな新嘗祭に付て、國民一般の心得方を御布告になり、十八日に京郡吉田の

社に於て之を行はせられました。これは前十月に恰も江戸に行幸あらせられ、京都は御留守であつたからで、吉田の社とは吉田宗源殿で、之を神祇官代となされたのであります。當時奉仕の人は吉田良義以下で、天皇には江戸に於て御遙拜の儀を行はせられました。翌二年も同じく吉田宗源殿にて行はしめ、三年には神祇官正廳を以て其所となし、中山神祇伯以下及び三條右大臣以下をして奉仕せしめられました。四年は即ち大嘗祭を行はせられたので、吹上の山里の御庭でありました。五年十一月には同じく山里の御庭に神嘉殿代を設けて御親祭あらせられ、之れと同時に賢所に御饌を皇靈八神及び天神地祇には御饌及び幣物を奉らせられ、伊勢神宮を始め、全國の官國幣社にも治く幣帛神饌料を奉らせ給ふ事となりました。六年五月には皇居御炎上で、赤坂假皇居に御移りになり、御手狹でありましたからその年は正殿で御遙拜になり、御祭典は賢所御假殿で行はせられたので、伏見宮貞愛親王をして御手代として奉仕せしめられました。又此年から改曆になり、これまで毎年十一月下の卯の日を祭日としてありましたのを、改めて十一月二十三日とすることにし、永く定日となりました。翌七年九月新嘗祭神殿を更に假皇居内に御造營になり、同年十一月から新造の神殿で行はれましたが、其後皇居も御造營になり、賢所の御構内に神嘉殿を造らせられ、二十二年御移轉の後には、同殿に於て行はせらるゝこととなりまして、現今に及んで居るのであります。明治天皇崩御の後、大正元年の新嘗祭は諒闇中でありましたから、勿論御親祭の事はありませぬ。又大正二年の新嘗祭には、陛下出御あらせらるべきでありまし

たが、大嘗祭の前の新嘗祭には、御親祭の儀はあらせられざるが、御條理に適つて居り、且つ小右記などにも先例が見えて居りますので、當夜は出御なく、御座所に於て、御祭事終了まで御端座あらせられたと申すこととあります。如何に此御祭典を以て、歴代の天子様方が、國土人民の上に御仁恤の大御心を垂れさせ給うてあらせらるゝかを拜察することが出来るのであります。

第四章 宮中の御盛儀

新嘗祭は前にも屢々申上げたやうに、天子様が下臣民に代りて年穀の初穂を神明に供せられ、又御自身にも召上つて、祈年祭に御祈念になつた御禮を申上げる御祭典でありますし、古は、新嘗祭を中祀の中でも重い位置に置き、御一代一度の新嘗祭は、大祀と稱して一つより外ない重儀となされてありました。明治の御代の皇室祭祀令には大祭となされました。又去る一月二十六日勅令を以て御發布に成りました神社祭祀令には官國幣社以下各神社に於ても、新嘗祭を大祭に御制定になりましたので、國民たる者は、いよく、聖旨の在る處を奉體し、敬神崇祖の念を固うせねばなりません。

されば宮中に於かせられては、新嘗祭を行はせらるゝに就ては、他の各種の御神事よりは、一層御町重に遊ばされます。今其御模様を漏れ承はるに、先づ十一月十日には、伊勢神宮並に官國幣社に幣帛を御頒ちになる御儀があります。神宮の幣帛は、特に勅使を發遣したまひ、其他の官國幣社には、各地

方官を経て之を頒たせられるのであります。(明治八年神社祭式) 延喜式には、新嘗祭には幣を案上に奠する神三百四座とあります。祈年祭の三千一百三十二座よりは少く、所謂案上の大社丈であります。祈年祭班幣に對して、之を新嘗祭班幣と申します。斯うして官國幣社に於きましては、祈年祭は祭日が一決して居りませぬが、此御祭典は宮中と同日、即ち十一月二十三日を以て行ふのであります。

斯くて新嘗祭の前日即ち十一月二十二日になりますと、綾綺殿に於て、鎮魂祭を行はせられます。御式は午後四時から掌典部員が承はつて奉仕いたします。鎮魂祭と申すは、天皇を初め奉り、皇后、皇太后、東宮の御魂を鎮め奉るので、主として天皇の大御命の長壽を祈り、大御代を壽ぎ奉る祭であります。これは宮中の八神を主神として御祭り致します。當日宮中に於ける御式は、先づ掌典部員が御殿(綾綺殿)を裝飾し、神座を奉安し、午後五時に掌典長以下各掌典は祭服にて、宮内勅任奏任總代は通常禮服で参列いたします。俗人の神樂歌につれて降神の式があり、次で安和女の曲を奏し、八代物の神饌を供し、次に掌典長齋殿に昇り、恭しく祝奏を詞し、畢つて掖座に着き、次に掌典齋殿に昇り糸結の座に着き、次で掌典の警蹕を稱ふる中に、天皇、皇后、皇太后三陛下、東宮殿下の御衣並に御玉緒が渡御相成り、神樂歌中に糸結及び御衣振動の式があり、掌典警蹕中に御衣並に御玉緒は入御あらせられ、終つて掌典復床し、大直歌倭舞を行ひたる後ち、掌典長も復床し、各總代拜禮、次で神樂歌奏上中に神饌、八代物を撤し、昇神の式ありて後ち、各員は退下いたします。

翌二十三日に至りて、御親祭の儀があります。今其御式の模様を承はるに、午後二時に掌典式部官等が御殿の装飾を致します。四時から式部職官員等は著床し、掌典掌典補を率て神座の設けを致し、掌典寢具を神座の上に供し、五時四十分に掌典、掌典補を率ゐて齋火の御燈火を神座の四隅なる燈樓と燎樓とに點じ、同時に各處に庭燎を焼きます。之れより先き文武高官有爵者優遇者は朝集所に參集いたして居ります。六時になりまして親王、王の皇族方先づ綾綺殿に參入し、皇太子殿下にも綾綺殿に御參入になり、次で 天皇陛下には綾綺殿に渡御あらせられます。其處で侍従が奉仕して 御召替になります。即ち御祭服を召されるので、御冠には、御幘を用ゐさせられ、純白の御齋衣に御下襲、御衾、御單を召され、御表袴、御大口、御石帯を締めさせられ、御襪を穿たせられます。次に侍従から御手水を供し、御笏を供します。次に東宮侍従が奉仕して皇太子殿下にも御召替になります。御冠を召し、白袍、白單、白袴の齋服を召されるのであります。次で御手水を供し、笏を供します。此間供奉の諸員即ち宮内大臣、侍従長、式部長官、侍従、東宮大夫、東宮侍従長、東宮侍従等も、衣冠單に服裝を易へます。斯くて式部官前導して、親王、大勳位、親任官、全待遇、公爵、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二位二等官、麝香間祇候、錦鶏間祇候一同、及び伯子男爵總代各一名宛、神嘉殿に參進して夫々本位に着くのであります。

諸員の席定まるに及んで、掌典長は恭しく祝詞を奏します。畢つて諸員起立の内に 天皇陛下には式部長官宮内大臣の前行で、侍従が左右二人で脂燭を乗つて御道筋を照らし參らせ、侍従劔璽を奉じ、侍従長、侍従、侍従武官長、侍従武官其御後に候し、親王、王の皇族方も供奉いたされ、出御になります。次に東宮殿下には、東宮大夫前行し、東宮侍従左右二人脂燭を以て御道を照らし、東宮侍従は壺切の御劔を奉じ、東宮侍従長、東宮侍従、東宮武官長、東宮武官等は、御後に候して御參進になります。次に 天皇陛下には隔殿の御座に著御、侍従は劔璽を案上に奉安し、皇太子殿下にも亦隔殿の座に御着きになり、東宮侍従は壺切の御劔を案上に奉安します。此時供奉の諸員は皆隔殿の庇に候することゝなつて居ります。

茲に於いて最も莊重神嚴なる神饌行立の儀が行はれます。御模様は先づ掌典補が一人脂燭を乗り、掌典一人削木を執る、(削木は長さ二尺余の細い棒で檜にて作り天皇出御の時警蹕を唱へる) 同じく一人海老鱈の鹽槽(木で造り、御手洗の具、蝦の鱈に似た耳が左右に着く)を執り、同じく一人多志良加(赤土の素焼で御手水を容れる器)を執り、五衣に唐衣、裳を着け、小忌衣を加へ、髪に日蔭の糸並に心葉を著けた陪膳の女官が一人御刀子筥(竹を曲けて本とし、黒木葛にて作る)を執り、同じ装ひの後取女官一人御巾子筥(御手拭が容れてある)を執る、次に唐衣、衣、紅切袴、禪、日蔭の糸並に心葉を著けた女官が一人神食薦(神饌を載する御机の下に敷く薦)を執り、同じ装ひの女官一人御食薦(御直會の御料を載する御机の下に敷く薦)を執り、同じ女官一人は御箸筥(御箸は竹にて造り六つ入る、五つは

神料で、一つは御料)を執り、同じく一人御枚手筥(神饌を盛る柏の葉で造つた皿を入れる)を執る、次に掌典一人御飯筥(窪手に盛つた米の御飯と粟の御飯典を入れる)を執り、同一人鮮物筥(窪手四枚に盛つた蒸鯛、干鯛、干堅魚鱈を入れる)を執り、同じく一人御菓子筥を執る、同一人蛇汁漬を執り、同一人海藻汁漬を執る、同一人空盞(汁漬を盛る器)を執り、同一人御羹八足机(汁漬を盛つた器を載せる)を昇き、同一人御酒八足机(御酒は黒酒とて常の清酒に黒胡麻の粉を入れたる酒を盛りたる器と白酒とて常の清酒を盛りたる器とを載せる)を昇き、同一人御粥八足机(稻と米と粟との御粥を別々に盛りたる器を載せる)を昇き、同一人御直會八足机(御直會用の御料を盛りたる器を載せる)を昇いて順次整列いたします。此時削木を執れる掌典は警蹕を稱へます、と同時に伶人の奏する神樂歌が初まります。其音の神々しきことは申すまでもなく、庭燎の火影に映る掌典の白衣も一層神嚴を加ふるのであります。諸員の起立は申す迄もありません。

次に 天皇陛下には本殿の御座に進御あらせられます。此時式部長官掌典長は東の隔殿の座に著きまゝす。廳で陪膳の女官が御手水を差上げてから、陛下には右の神饌を一一御親供になります。御親供が終つてから、陛下には御拜禮あらせられ、神恩を奉養する意味を記した御告文を奏せられます。それが済んで御直會とて、陛下には御神饌と同じものを聞食されます。其間猶色々の御神事があり、宮内官と雖

も承はり知ることの出来ぬ貴いことが御座ります。終つて陪膳の女官は御神饌を撤し、陛下に再び御手水を供し、次に神饌退下となります。其順序は初めの神饌行立の時とは反對に行ひます。

次に皇太子殿下御拜禮、親王、王の皇族方御拜禮あり、親任官同待遇公爵従一位勳一等一等官侯爵正二位二等官以下華族の總代各一名庭上に於て拜禮、著床の宮内省奏任官總代、判任官總代全じく庭上に拜禮あり、陛下には一旦隔殿に入御あらせられ、それから出御の時と同じ供奉にて入御あらせられ、皇太子殿下にも御參進の時と同様の供奉にて御退下になり、臣下の者も順次退下いたします。之れを夕の御次第と申しまして御濟みになるのが八時過ぎ九時頃であります。

かくて翌廿四日の午前一時にいたりまして、掌典長は神座を初め其他を検し、次に綾綺殿から陛下の出御となり、神饌行立あり、御親供御直會等は、すべて夕の御次第と異なる處なく行はせられます。之れ即ち曉の御次第でありまして、陛下には御祖宗の御神恩に報じ給ふために、斯く御睡眠もなく、徹宵御神事を御自身に行はせられるのであります。如何に此御祭典が重く貴く、國民たる者の承つて、よく此精神を奉養すべきものであるかと判ります。尙ほ又此日宮中の三殿なる賢所、皇靈殿、神殿に於きましては、特に内掌典をして、御祭典を行はせられるのであります。

以上は宮中に於ける新嘗祭の御式で、古へ御盛大に行はせられた貞觀儀式などに近いものであります。従つて伊勢神宮に於ては、當日又勅使參向して御祭典があり、全國の官國幣社に於きましても、奉幣使

が参向して、御供進の幣帛を奉つて、夫々祭典を行ふのであります。府縣社以下の神社に於きましても、供進使が参向して、幣帛神饌料を供へて祭典を行ひますから、國民たる者は、よく御祭の精神を辨へて、當日産土の神社に参拜して、神恩の忝なきこと謝し、又家庭に於ても神前に神饌を供へて、家長たる者はよく當日の由來を兒童に説き聽かせるやうに致さねばなりません。

第五章 農本の國是

斯く宮中に於て御町重に行はせられる新嘗祭と云ひ、此御祭典の原祭である處の祈年祭と云ひ、皆之れ農業を本として居ります。我國が瑞穂國の美稱を一方に持つて居るのも、實に農本の國是から出たので、且つは土地豊饒にして五穀の成熟に適して居る處の美しい國であるからで、又皇祖天照皇大神が人民の食ひて生くべきものであるから大切にせよと仰せられ、耕作の途をも御開きなすつたので、吾々は今日生命を繋いで居るのであります。前にも屢々述べた通り、生命の親ともいふべき米穀は、實に神代の神様と、この美しい土地とで出来たのでありますから、之れにつけても本を忘れ、國を忘れるやうなことがあつては、國民としての觀念のないものと申さねばなりません。歴史と土地とは時間的にも空間的にも日本帝國の美なることを證明して居るのであります。此點に考ひ及んだならば、帝國の臣民として、何人か敬神の念を起さぬものがありませうか、何人か愛國心を持たぬものがありませうか、敬神の

念と愛國の心とは、やがて農業を大切に、國家を富ませて行くといふ精神になるのであります。而も日本國の重い儀式である處の神事、その内でも重い祈年祭と新嘗祭とは、明かに日本建國の昔からの國是を示して居るのでありますから、この二つの祭典に際しては、神社に奉仕する神職と否とを問はず、充分に神恩に酬い奉るべき方法を執らねばならぬことと思ひます。

尙ほ新嘗祭が祈年祭の結果の御祭典であつて、農本の國是を示して居るものであるといふことは、新嘗祭の祝詞を拜見しても判ります。昔は前にも申した様に、新嘗祭大嘗祭と稱呼を同じくして居りましたが、毎年十一月中の卯の日に、天皇は其年の新稻を食し給ふに付て、神祇官では大社の三百四座に御祭典を行はせられ、奉幣あらせられました。其奉幣を班つ時に、中臣氏が各神社の神主達に對して、勅命を傳へ、其上夫々の神社に上げるやうにと示された祝詞にも『三百四座の神々の御鎮座になつて、土地人民を御領知になつて居る神々の前に申上げますが、今年十一月中の卯の日に新穀を天津御食の長御食の遠御食として、天皇の食し給はんとする故に、今日御祭をなす三百四座の神達が、祈年祭の時に祈り申したる願を御受納ありて、御惠を下され、天皇に新穀を授け給へるによつて、堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂御代に幸奉らんと新穀を御授けになり、大嘗を聞食される誠に有り難いことで御座りますで、幣帛を差上げます』といふ意味が書いてあります。誠に祈年祭と相對して、年穀の大切なることが判り、且つ我國の農本の國柄であることも證明されるのであります。

而して今日新嘗祭の當日の神饌は御飯、鮮物、干物、菓子、和布汁漬、鮑汁漬、和布羹、鮑羹、御酒、御粥に白酒と黒酒などであります。官國幣社の神饌は舊祭式に大社十一臺、中社十臺、小社九臺となつて居ります。その内『右の幣物の外、各地の所産、或は外邦の物品を副て奉るも妨なし』とありますから、外國産の物を澤山に上げて差支ない。如何に新嘗祭によりて、神恩を厚く感謝するものであるかと判ります。神社祭式による神饌の規定に、外物の産物を奉つても差支ないといふのは、實に此御祭典ばかりであります。

又新嘗祭の神饌に就て、我國が農本の國であるといふことが一層明かに證據立てられることがあります。それは明治十五年の十二月、地方官會議の席上に於て、贈太政大臣岩倉具視公が次の如く演説して居ります。

大嘗には、悠紀主基の國郡を卜定して、其國郡から、神供の新穀を貢せしむるのを例として居る。然るに新嘗祭には、中古以來貢納の國郡を卜定しないで之を行つて來た。明治以前は御料と稱する山城國宇治郡から之を貢せしめたが、同五年以來は大藏省から之を納め、同十一年からは東京府から之を納め、同十四年からは植物御苑の收穫を用ひさせ給うた。

因て思ふに大嘗會及び毎年の新嘗祭に當り、各地方の農家から神饌に供する供米を貢納する事か出来るやうに致し、貢納の人は、地方官の適宜を以て之を定め、毎年交代にして、其獻米を神饌に供し、

祭祀畢る時は、供神の酢を以て、前の米を獻する者に頒ち賜ふときは、國民の農を重じ粟を貴ぶの風を振興し、且つ忠孝敬愛の情をも啓導するに足らう云々

との事でありました。之れ實に新嘗祭が、天孫降臨以來、歷朝相承けて易りなき嚴儀で、主上には寒夜に御親祭あらせられて其本を忘れ給はず、且つ民命を重んじ給ひて、天祖に報ひ奉り、祈年祭に於て年穀の豐饒を祈らせ給ひ、新嘗祭に於ては報賽の意を表せられるので、萬民生活する所の食物は、天祖の賜物であることを忘れしめ給はず、我國の農事を勵ましめ給ふ重き御祭典であるから、國民たるもの聖意を奉體し、大御心に副ひ奉つて、農民に新穀を奉らせようとの經綸の策であつたのでありますが、公は程なく薨去せられ、勤王愛民の志も空しくならうと致しましたが、二十五年四月に至つて彼の東京府知事富田鐵之助を初め、各府縣知事四十六名連署して、新嘗祭の供御を獻納致したいと宮内省に請願いたしました處、直ちに御嘉納あらせられたので、各府縣の農民は大に觀喜し、種を下ろす時から收穫の時まで、清淨を旨として耕作し、二十六年の新嘗祭から始めて、一道三府四十三縣の篤志農民が至誠を凝らして作つた新穀は、各精米一升、精粟五合宛を御受納になり、從來新宿御苑にて作らせられた米粟に合はせて、長くも至尊の大御手を以て、親しく天祖に捧げ奉られるやうになつたのであります。誠に國體を重んじ給ふ大御心と申すべきであります。

第六章 新嘗祭と大嘗祭と

六六

古の新嘗祭と大嘗祭とが、明かに名稱の區別の無かつたことは、前にも申上りましたが、本年の新嘗祭は即ち 天皇陛下御一代に只一度の新嘗祭にして御代始の新穀を奉るのでありますから、よく兩者の關係を承知して居らねばなりません。殊に皇室祭祀令には、大嘗祭を行はせらるゝ年は、新嘗祭を行はずとの規定もありますので、愈々兩者は二にして一なることが拜察せらるゝのであります。而して大嘗祭は古來大祀と申して、朝廷の御祭典中、只一つより外無いのであります。本年の大嘗祭に就ては、段々と大禮使の方から御發表になる處を承はつて、其御精神のいよゝ難有い所を感佩すべきであります。大嘗祭は即ち毎年の新嘗祭と同じ御精神で行はせられるのであります。其規模御調度御式次第等に至つては到底御比較申すことは出来ませぬ、神嚴にして莊嚴なること誠に古來大祀たる所以を窺ひ奉らるのであります。

古來の大嘗祭の沿革を述べれば、長くなつて茲には申し盡くせませぬが、大略を申さば、大嘗祭には悠紀の國主基の國の兩齋國を設けて、二國の稻を用ひて神饌となし、豫じめその國郡を卜定せられた。中世以後郡のみを卜して國を卜せず、近江を悠紀とし、丹波備中を主基と定めらる。今回の卜定では縣國即ち令の條文にある地方を卜定いたしました。國郡卜定に次いで檢校、行事などの職員を定められ、

檢校は祭禮の事を掌り、行事は悠紀主基に分れてその事を分掌いたします。その後八月下旬悠紀主基の拔穂使を卜定して齋國へ發遣せられ、其國司と共に薦享酒醴の料稻を抜き取り、歸京してこれを齋場に納めます。別に八月上旬大祓使を卜定して五畿七道に發遣し、伊勢神宮の爲には特に同使を近江、伊賀、伊勢の三國に遣はされ、その後奉幣使の發遣あり、祈年祭に預かる神社の内四百三座の神へは大奉幣と申し、別に由奉幣として大嘗祭を行はるべきよしを伊勢、石清水、賀茂の三社に告げさせたまひました。又同時に、祇祇官の史生を河内、和泉、尾張、三河、備前の五國に遣はし、神御の雜器を監造せしめられ、九月上旬には卜部を紀伊、淡路、阿波に遣はして神御の雜贊を監作せしめられました。これを由加物使と申した。又同時に神服社の神主一人を三河國に遣はし神服部をして調絲を輪さしめ、齋場に持ち歸りて和服の神服を織らしめらる。之を神服使と申して、夫々町重に御準備をなされました。扱、神饌を御造り申す處を齋場院と申して宮城の北野に卜定し給ひ、内外兩院に分ち、(八神殿、稻實殿、白黒酒屋、倉代屋、贊屋、白屋、大炊屋、麴室等以上内院)(多米酒屋、倉代屋、供御料理屋、多米料理屋、麴室等以上外院)別に神服院あり、出納所、細工所などの屋舎あり、拔穂使以下神御の料物、祭祀の調度等みな此の處にて調理設備するのであります。

次に悠紀主基の神殿を御建營になる。之は大嘗宮と申して、大嘗祭の正殿であります。祭に先だつこと七日、始めて工事を起し五日間に造り畢る。東西二十一丈、南北十五丈、これを中分して東を悠紀

六七

院、西を主基院と申す、繞らすに柴垣を以てし、内は隔つるに屏籬を以てす。四方に各々小門を設け、別に廻立殿あり、膳屋あり、廻立殿は天皇の沐浴祭服を着け給ふ處である。大嘗宮の地は古は大極殿の前に設けられ、近世東山院天皇以後、總て紫宸殿の前庭に作らせられた。又節會殿は、古、豊樂殿を用ひ、後世専ら太政官廳又は紫宸殿で行はせられました。十月下旬には天皇祓禊の儀あつて、これを御禊と申します。

十一月下の卯日の平旦神祇官は幣帛を祈年祭案上の神祇に班ち、夜に及びて天皇廻立殿に行幸あり、悠紀の正殿に御し宮内官人、吉野の國栖を率ゐて古風を奏し、悠紀の國司は歌人を率ゐて國風を奏するなどの儀あり。次に神饌の行立あり、天皇親から神饌神酒を神祇に供し、亦自ら御饌を聞食し、やがて廻立殿に還御、更に主基の正殿に御せられる。その儀前に同じであります。

翌辰の日は悠紀の節會にして、御膳及び白酒黒酒を天皇に供し、臣下にも饗膳を賜ひ、壽詞の奏あり。標山を立つる事あり。標山とは悠紀主基兩國司の列立すべき處にして、山形に裝飾を加へたるものなるが、東山院天皇以後廢絶した。巳の日は主基の節會にして壽詞の奏、供酒の事並びに無く、この節會畢りて豊樂殿の後房消暑堂に臨御、夜もすがら神宴御遊あり、これを御神樂と申す。午の日は豊明節會で悠紀主基の兩國司を始め群臣を豊樂殿に召して御宴を賜はる。吉野の國栖は歌笛を奏し、久米舞、吉志舞、五節舞あり。宣命使は宣命を読み群臣祿を賜ひて退出するのであります。かゝる大典も戰國以來絶え／＼にて亦舊制の如くならず、後土御門天皇以後は中絶したのを東山院天皇の貞亨四年に至り御

再興あり、中御門天皇の時復た行はれず、櫻町天皇の元文三年に御復興となり、之より永く歷朝不刊の大典とはなつたのであります。

斯の如き古式に則つて、御制定になりました明治の御代の登極令によつて、本年の大嘗祭は行はせられるのであります。大嘗祭の前儀と致しましては、既に齋田點定の儀が、宮中神殿の前庭に於て行はれ、悠紀國を愛知縣三河國、主基國を香川縣讃岐國と勅定あらせられ、夫々附屬郡村の撰定も済みました。五月に入りますれば大禮使の係官は齋田を檢分いたしますが、其栽培法には古式があり、九月には齋田拔穂の儀が行はれ、其内京都附近の齋場院(賀茂神社附近)が建てられ、又大嘗宮も仙洞御前内に御造營になり、いよ／＼十一月十三日(中の卯の日)の吉日に御祭典が行はれます。その前日には鎮魂祭が行はれますが、毎年のと殆ど御同様であります。只大禮使高等官も参列するだけが異つて居ります。

愈々御當日となりますれば、先づ伊勢神宮、東京宮城内の皇靈殿、神殿並に全國の官國幣社に對し、特に勅使を御遣はしになり、臨時に奉幣の御儀を行はれます。尤も地方長官に勅使を命せられた場合には、大禮使長官は、御祭文並に幣物を奉受し、各地方廳に送致いたします。又京都奉輿殿に鎮り座す賢所へは、當日大御饌の供進がありまして、堂典長が御祭典を奉仕し、天皇、皇后兩陛下とも御代拜であります。が内掌典の奉仕によりて御鈴の儀は御座りますから、此御祭儀は最も重いので、先づこの賢所に大御饌を奉らせられ、次で大嘗宮の儀に移らせられます。

大嘗宮に於かせらるる次第も、茲には詳細に申し上げませぬが、先づ 天皇、皇后兩陛下には頓宮に着御あらせられる。儀仗兵は正門に整列し、大禮使高等官は束帶、平胡籥を負ひ弓を持ち小忌衣を加へ、日蔭蔓を纏ひ南北両面の神門外掖に左右各三人、東西外掖各二人衛門の本位に就き、南神門内掖には左右各六人それ〱威儀の本位に就き、掌典長以下は悠紀、主基兩殿の神座を奉安し、縮服籠服を各々神座に安き、齋火の燈燎を點じ、庭燎を焼く、かくて時刻至れば(多分午後六時)天皇陛下には廻立殿に渡御あらせられ小忌の御湯の事あり御祭服を召したまふ。御祭服は毎年の新嘗祭と御同様の製法で御座ります。供奉の諸員、皇太子殿下以下の方々束帶に小忌衣を加へ、日蔭蔓を着け、皇后陛下にも廻立殿に渡御あり。朝集所に参集の高等官、南神門外の幄舎に就けば、膳屋にて樂官の面々は稻舂歌を奏し、掌典神饌を調理し南庭の帳殿に庭積の机代物を安ければ、掌典長は本殿に参進して祝詞を奏し、畢りて天皇陛下は廻立殿より先づ悠紀殿に進御あらせらる。次に皇后陛下には大夫以下の供奉にて南庭の帳殿に進ませられ、大禮使高等官は樂官を率ひ、悠紀主基の兩地方長官もまた、樂官を率ひて参入し、先づ國栖の古風を奏し、次に悠紀地方の風俗歌を奏するのであります。其歌を奏し畢りて皇后陛下御拜禮の上廻立殿に還御あらせらる。次に皇太子以下の方々御拜禮の事あり、本殿に参進南階を昇り簀子に候すれば、本殿南庭の廻廊に於て神饌の行立があります、その儀は、掌典補左右各一人脂燭を執り掌典一人削木を執り、同じく一人海老鱒鹽槽(土の御手洗の具)を執り、同じく一人多志良加(御水を入るゝ器)を執る。陪膳

女官一人五衣、唐衣、裳、小忌衣を加へ日蔭絲並びに心葉を着けて御刀子宮を執り、後取女官一人同じく御巾子宮(御手拭)を執り女官一人神食薦を執り、同じく一人御食薦を執り、同じく一人御箸宮を執り、同じく一人御枚手宮(柏の葉)を、以下各一人御飯宮、鮮物宮、干物宮、御菓子宮、掌典一人、鮑汁漬、同じく一人海藻汁漬、同補二人空蓋、同二人御羹八足机を、同二人御酒八足机を、同二人御粥八足机を、同二人御直會八足机を昇き、次に削木を執れる掌典、本殿南階の下に立ちて警蹕を唱へ神樂歌の奏と共に天皇陛下には内陣の御座に着御あらせられます。其儀は毎年の新嘗祭の通りであります。次に皇太子殿下以下の方々外陣幌内に奉侍せられ、陛下御手水の上、親しく神饌を供したまひ、御拜禮、御告文を奏したまひ次に御直會の事あり。神饌撤下の上、陛下には廻立殿に還御あり、各員退下となり元の朝集所に復りて、こゝに悠紀殿神供の儀は終り、再び翌曉の主基殿供饌の儀を待つのであります。主基殿の御儀はすべて宵の悠紀殿のと同じで、これにて大嘗祭の御儀は滞りなく終らせられるのであります。尤も其翌日から二日間大饗があります。

大饗を賜ふことは古への大嘗會に當る御儀式にて、古へは卯の日に大嘗祭、辰の日に悠紀の節會、巳の日に主基の節會あり、この節會畢りて豊樂殿の後房なる清暑堂の御神樂として夜もすがら神宴御遊あり、午の日には豊明節會あり、即ちこの三日の節會こそ登極令第十五條の大饗の儀に當り、大嘗祭後大饗第一日(豊樂殿)、大饗第二日、大饗夜宴の儀(共に二條離宮)を定めさせられたのであります。

新嘗祭と大嘗祭との區別は、右の通りでありますが、之れと同じ御精神で、神宮だけに特に行はせられるのは神嘗祭であります。序ながら茲に一言致しますれば、神嘗祭は毎年十月十七日に新穀の熟したのを、伊勢の皇大神宮に供へ奉る御祭典で、中々重い御儀式であります。「カンナメツリ」又は「カンニヘマツリ」とも申し、今日宮中に於ては、天皇陛下は神嘉殿の南庇に御屏風二双を立て、其内の實薦の上の御座で御遙拜の式を行はせられ、且つ賢所に於ては、陛下御自身に御祭典を行はせられます。神宮には豫め先づ勅使を御遣しになり、伊勢神宮に幣帛と荷前の調網とを奉られます。神宮では兩宮とも其前夜に御神樂を行ひ、十六日豊受宮、十七日大神宮に於て御祭典を行ふのであります。此御祭典も古くから行はれて、中古以來之を例幣と稱し、勅使は諸王を遣はされて、例幣使と申しました。古は九月十七日、明治以後十月十七日になりましたので、皇室祭祀令にも大祭の内に加へ、曆面にも載せられてあります。此御祭典も、皇祖天照大神が穀物を御作りになり、人民生活の資に賜はりたる御恩に對し、御禮を申される御祭りであります。外宮の豊受大神も亦天照大神の御饗津神にますので、其御功徳に報い奉るからであります。神宮としては新嘗祭の御祭典よりも、此御祭典の方が、新穀を奉奠して、神恩に酬み奉る方面から申せば、なか／＼重い御儀式であると申さねばならぬのであります。

第七章 祭祀の意義實行

新嘗祭は如何なる御祭典であるか、大嘗祭とは如何なる御神事であるかと云ふ事は、前各章に於て申述べましたから、大略御承知の事と存じます。詳しく申上げれば、大嘗祭の御儀などは、到底この小冊子では書き盡くされませぬで、以上の略述に止めて置きます。

本年は右の如く大嘗祭も行はれますし、新神社祭祀令によれば、大祭の中に數へられましたし、府縣社以下の神社に對しては、又神饗幣帛料の供進もあることとなりましたので、斯くも貴く重き新嘗祭を、如何にもして之を實際方面と結び付けて、國家社會の人心風紀を振興せしめ、敬神尊王の思想を養成せしむべき根底と致さなければならませぬ。而して國民たるものは、夫々神社の新嘗祭に參列して、神恩を報し、又神徳を仰ぎて、陛下の大御心を心に體して、五穀豐稔、國力の富強を謀らなければならず、神社若しくは神職に於ても、此貴重なる御祭典をして、有效に社會と結合せしむるやうに施設しなければならませぬ。

如何にせば新嘗祭をして、祈年祭と共に、一般國民に周知せしむべきかといふ問題に付ては、内務當局者も夫々神職團體に對して諮問をして居りますし、神社、神職團體に於ても、或は印刷物によるとか、或は講演に依るとか、或は氏子人民から祈年祭に稻種を獻せしめ、其撤下を播種せしめ、新嘗祭には其新穀を供獻せしむるやうになど、夫々協議を重ねて居る向もあります。是等の施設は、前に祈年祭の條にも述べた處でありますが、祈年祭が此新祭の原祭であり、新嘗祭が祈年祭の報賽祭である以上、兩者相

因果して、氏子人民と結び付かなければなりません。殊に農本國是を標榜することでありますから、是非とも敬神の思想と共に米作改良を奨励し、農産振興を謀るやうに致すことが、蓋し皇祖及び列聖の大御心にかなうものと思ひます。其方法として適當なものと思はれるものを三四左に摘記して、大方の高示を仰がうと思ひます。

- 一、新嘗祭には祈年祭と相因果して、敬神の觀念を涵養し農産の發達を計劃せねばなりません。
- 一、神社は採種田を設けて、氏子崇敬者中の精農篤志家又は青年會等に依頼して、之を栽培せしむるやうにしたい。
- 一、右の原々粃種子は府縣郡等の農事試験場の試作した精良であつて、且つ土地に適したものを採用する事。(但し無償交附を得れば、尙ほ結構である)。
- 一、祈年祭に附して、採種田から栽培して得た粃種子をば、神前に奉奠し、之を撤下の後ち氏子崇敬者に分與する。
- 一、やがて新嘗祭になつて、氏子崇敬者は、其收穫の新穀の内、若干を神社に供納することにする。
- 一、其供納の新穀を以て、撤下の後ち品評會を開き、優良者を賞すること。
- 一、品評會又は農會等は、主に神社の境内又は附近で開き、神徳及び祭典の意義を、一般に講演し、神祇と農産との深い關係、並に敬神の念慮を増進せしむるやうに講演をなすこと。

一、其席上に於て、技師及び關係官公吏等は、農事上の講演をなすこと。

一、扱氏子崇敬者から、神社に供納した新穀は、神社は之を賣却して右の諸費に充て、殘餘は神社の基金とする事。

一、祈年祭新嘗祭とも、當日は氏子崇敬者の内、各戸必ず一人は參拜し、式場に列するやうにする。

一、地方の狀況によつては、以上の品評會、農會等を開くことは、數神社合同し、又は一町村内の一社について、共同的事業として實行してよろしい。

一、而して右の事業は、飽く迄米種の統一と改良とを目的とせねばならぬ。

一、神前に供納し、品評會等に出品するものは、米ばかりでなく、氏子崇敬者の試作した雜穀をも合はせて品評に附することも必要である。

以上は只思ひ着いた重なる點ではありますが、既に各地の神職諸君の内でも、思を茲に致して、着々美果を收めて居られる方もあらうと思ひます。尙ほ私の縣(埼玉)では、大正三年度から、神職會の事業として、左の如き方法を設けて、神社に於て供饌田(齋田と申してもよろしい)を作することに致しました。大方の御參考までに申し上げます。即ち

△埼玉縣神職會粃種子配布方法

一本會ハ縣下採種田ノ生産ニ係ル粃種子ノ無代交付ヲ受ケ縣社以下神社ノ中左ノ各項ニ該當シ施設確

實ナル神社ニ對シ無償分配ヲ爲スモノトス

(イ)神社ニ採種子ヲ設ケ氏子崇敬者又ハ青年會等ニ栽培ヲ委托シ其收穫ハ悉皆無償ニテ氏子ニ分配シ之ヲ栽培ヲ獎勵スルコト

(ロ)氏子ノ水稻耕作反別貳拾五町歩以上ニシテ神社ノ經營採種田段別ハ一反歩以上ナルコト

但シ地方ノ狀況ニヨリ反別ヲ縮小スルコトヲ得

(ハ)分配シタル粗種子ヲ栽培シ收穫シタルトキハ其幾分ヲ神社ニ提供セシメ品評會ヲ開催スルコト

(ニ)品評會ニ付シタルモノハ賣却シ其代金ヲ以テ右諸費ニ充テ尙殘餘ヲ生シタルトキハ神社ノ基本財

産ニ寄附セシムルコト

一郡支會長ハ每年前條ニ該當スル神社ヲ調査シ一月中ニ本會長ニ申報スルコト

△大正三年度水稻粗種子配布計畫書

一配付神社數

一郡平均五社九郡延四十五社

一神田設置箇所及段別

一社一箇平均壹反歩延四十五ヶ所此段別四町五段歩

一配布數量

一段歩平均四升延四町五反歩分此數量壹石八斗

右の如くであります。幸に御參考とならば光榮であります。斯の如くして新嘗祭の意義を一般國民に用知せしめ、殊に本年の大禮を機會として、神社施設の記念事業たらしむるやうなこゝたりましたならば嘸かし神明も嬉しと思召し、愈々御冥助を賜はることでありませうし、國家宗祀の神社の意義も自ら明かとなつて、茲に神社中心主義の光輝を放つこととなるのであります。

第三編 結論

以上兩編に於て、私は祈年祭と新嘗祭とは、如何に貴く重き御祭典であるかを、述べ盡くしたこゝと思ひます。尤も學說として研究致しましたならば、猶一層の光輝ある美點を發見することが出来るのであります。今は通俗的に一般の人士に、兩祭の意義を周知せしむる目的でありますから、其必要も認めませんのでした。今筆を擱くに當つて聊か兩祭の精神を概括して、私の希望を述べやうと思ひます。本年、大嘗祭を行はせ給ふ機會に於て、如何なる階級にある人よりも、吾々神職たる者は、進んで其御精神を承はり、能く之を國民に傳へて、忠君愛國思想の根本義である處の敬神の念を一般に涵養せしめねばならぬことは、今更申上ぐる迄もありませんが、大嘗祭と新嘗祭との意義既に同じである以上は、新嘗祭の原祭である處の祈年祭の主義をも、一般に周知せしむるといふことは、蓋し自然であります。

何となれば祈年の原祭に於て年穀の豊饒を神明に祈り、神明之を御嘉納あらせられて、八束穂の茂穂を賜はる。即ち之れを以て更に神明に報賽の御神事を行ふのでありますから、一は本を忘れず始を思ひ、一は祖宗の恩澤を感謝することとなるからであります。實に此兩祭の關係を承はつて、國體の淵源、國民の徳義觀念が愈々鞏固になる譯であります。即ち此等吾が國民の美風が、直接事業の上に現はれて居りますので、この精神がよく徹底いたしましたならば、我が國神社の性質も自ら明瞭となり、皇室及び國家と神社との關係も、忽ち判然するのであります。

祈年祭は原祭で、新嘗祭は其結果として報賽の祭典を行ふものであることは、屢々述べた處であります。祈年祭は一年の五穀豊稷を神祇に祈願する祭儀でありますから、古來この祭の幣帛に預る神社は、他の幾多の祭典に比して頗る多數であります。延喜式にも三千一百三十二座とありまして、全國の神社殆ど之に預つたものであると申してもよろしい。然るに新嘗祭の方では、祈年祭の班幣に預る神社の内、案上班幣の神三百四座だけであります。而も延喜式の制は、兩祭執事も中祀の列に加へて神事の等級は同等であります、之れ抑々何の故か、聊か吾々に奇異の感を與へる問題であります。祈年といひ新嘗といふ。もと之れ本末終始の御神事でありますから、其間決して輕重大小の區別の立つ譯がないのであります。之を中古以來の歴史によつて見ますれば、祈年祭の班幣には、幣帛授受に於ける祝等に怠慢を來し或は弊害を生じ、或は又實際に遠國の祝等の來性困難なるものもあつたので、遂に國幣の制も起つた

のであります。之等からして祈年祭の方は、自ら事實の不振になる傾向を生じ、朝廷の御都合もあらせられたので、段々と御料度を減することとなつたものであらうと思はれます。然るに之れに反して新嘗祭の方は、幣上班幣に預る大社の祝等でありまして、眞面目に授受も受け、祭典も立派に行はれ御料度も少額で済んだものであるから、舊狀を維持して居つたので、加ふるに新嘗祭の後には、皇太子以下群臣に賜饌あり饗宴あり、今日の所謂叙位授爵などもあり、豊明節會といふ一大盛儀が随伴したので追々に振興する傾向を生じ、祈年祭と反對に盛大になつたのであります。殊に延喜時代までは、祈年祭と同じく神祇官の齋院に於て官人之を行ふとあつたのであります。斯る原因影響からして祈年祭は官人がよい加減に行ひ、新嘗祭の方は御親祭の事となり、終に永い間の因習で、今日に至つたものであらうと思はれます。祈年祭も明治維新の時にはかなり盛んに行はれたのであります。皇室祭祀令の出來ます時分には、遂に小祭の部に編入され、新嘗祭のみが大祭になりました。之れ畢竟中古以來の風習に捉はれたので、寧ろ古禮古儀によれば、奉幣に預る神社の數からしても祈年祭の方が重くなければならぬのであります。近來神社に於ける兩祭は等しく大祭の内に加へられましたのは、誠によく御神事の精神に適つたことではあります。皇室祭祀令は祈年祭を以て小祭とし、新嘗祭を以て大祭としてありますので、異様に思ふて居る者もあるやうであります。神社に於ては新祭祀令によつて、全く古儀古禮に適ふこととなりましたので、何よりも結構の事でありまして、此上は新嘗祭の盛大すると同時に、祈年

祈年祭及新嘗祭の意義 終

八〇
祭をもいよ／＼盛大にして國民一般をして、共に／＼年穀の豊穰を祈り、寶祚の無窮を冀ふ爲めに、大に敬神の思想を涵養普及せしめねばならぬのであります。

祈年新嘗兩大祭に關する神社祭式に就て

新年祭及新嘗祭の意義 終

新年新嘗兩大祭に關する神社祭式に就て

祭をもいよく盛大にして國民一般をして、共に一年殺の豊穰を祈り、實祚の無窮を冀ふ爲めに、大に敬神の思想を涵養普及せしめねばならぬのであります。

附 録

祈年新嘗兩大祭に關する神社祭式に就て

中 島 宮 司 述

本文中に屢述べた通り、新たに制定せられたる神社祭式に依て、いよゝ此兩大祭の意義が闡明せられ、且つは國家宗祀たる神社の性質が、ますます的確なる證左を有することとなりました。新神社祭式は御承知の通り、三月廿七日附官報で、内務省令第四號、第五號を以て發表されました。之に就ては私も多少は制定前に之が按配に與つたことも御座りますし、又其筋からも承つて居ることもありしたので、私としては當然此新祭式に就て、制定せられた經路の、大略だけでも御話致すことの出来る資格があると思ひます。然しながら今限りある紙數に於て、詳細を悉くすることは困難でありますから、之が儀註とも申すべきことは、後日に譲ることゝ致しまして、今左に祈年新嘗兩祭の式次に就て、大略新舊異同の箇所を述べまして、聊か諸君の御參考に供しようと思ひます。

新舊兩祭式の異同を示すために、先づ其條文を表記して、御參考と致します。(舊神社祭式に於ける祈年祭式と、新神社祭式に於ける大祭式のみを比較いたします)

(新) 内務省令第四號

官國幣社以下神社祭式左ノ通定メ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年三月二十七日

内務大臣 原 敬

官國幣社以下神社祭式

第一 官國幣社祭式

一 大祭式

祈年祭新嘗祭及例祭

(舊) 神社祭式(明治八年四月十三日式部寮達)

二

官國幣社祈年祭二月

本月四日太政官廳ニ於テ伊勢神宮宮中皇靈殿等ノ幣帛ヲ使ニ班チテ發遣セシム次テ各地方ノ官幣社國幣社ヘ幣帛ヲ班ツ各地到着ノ後日ヲ擇ビテ祭祀ス可シ但古例ヲ存スル社ハ其日ニ因ル可シ

地方ノ長官以下祭ニ關スル官員及ビ神官共ニ前日ヨリ齋戒シ地方ノ長官正廳ニ臨ミ御幣物ヲ點檢シ屬ニ附ス

當日早旦神官神殿ヲ裝飾ス

午前第八時神官ノ長官以下帷舎ニ著ク

當日早旦社殿ヲ裝飾ス
時刻官司以下所定ノ座ニ著ク

[齋戒は別に定めらる](内務省令第五條参照)
[御幣物點檢も別に定めらる](同令雜則参照)

次幣帛供進使參進是ヨリ先手

次修祓先御幣物次幣帛

次幣帛供進使所定ノ座ニ著ク

次御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク幣帛供進使

次官司諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次官司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次官司祝詞ヲ奏ス

次幣帛供進使隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上

ニ置ク案ハ豫メ便宜

次官司御幣物ヲ奉ル

次幣帛供進使祝詞ヲ奏ス

次幣帛供進使玉串ヲ奉リテ拜禮玉串ハ隨員

次地方ノ長官以下帷舎ニ着ク手水ノ儀アリ下同

次屬御幣物ヲ門内ニ入レ砌上ニ置ク

次神官ノ長官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ再拜拍手畢テ側ニ候ス

此間奏樂神官奏樂ヲ心得サレバ一社相傳ノ神樂

次同次官以下神饌ヲ傳供ス此間奏樂

次屬御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ假ニ案上ニ置ク案ハ豫メ便宜ノ所ニ設ク可シ

次神官ノ長官御幣物ヲ神前ノ案上ニ奉ル再拜拍手下同

次同長官祝詞ヲ奏ス再拜拍手下同
(祝詞略ス、後ニ記ス)

次地方ノ長官玉串ヲ獻リ拜禮再拜拍手○玉串ハ府縣

三

次幣帛供進使隨員拜禮

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮玉串ハ主典之ヲ附ス

次權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次權宮司若クハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次宮司御扉ヲ閉テ畢リテ本座ニ復ス此間奏樂

次官司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次各退出

次全官員拜禮

次神官ノ長官玉串ヲ獻リ拜禮再拜拍手○玉串ハ主典執テ昇殿シ傍ニ就テ之ヲ附ス

次同次官以下拜禮下同シ

次同次官以下拜禮

次同官以下御幣物及神饌ヲ撤ス此間奏樂

次同長官御扉ヲ閉再拜拍手テ下殿下同シ帷舎ニ復ス此間奏樂

次各退出

以上祭式の條項であります、其相違の點は右の上下欄の相當行又は空行に於て、自然分明せらるゝことと思ひますが、更に念の爲め異同の重なる點に就て述べて見ませう。

一 大祭式統一

前記式次第中に就て、最も目に立ちますのは、舊祭式には祈年祭新嘗祭例祭は、各別の項目に就て、其御祭儀が定められて居りましたが、新祭式にはこの三つを統一されて、大祭式といふ一項に入れられて居ります、之等は動かすことの無い制度となりましたので、所謂繁文を避けた美點であります。

二 齋戒と幣物點檢

舊祭式には、齋戒は地方の長官以下祭に關する官員及び神官共に前日より齋戒するといふ事が式に出て居りますが、新祭式は省令第五號を以て、別に祭員及び幣帛供進使等の齋戒事項を規定してあります。又幣物點檢の事は、茲には掲出したしませぬで、末項に雜則として規定されて居りますから對照して頂きたいと思ひます。

三 修 祓

これは舊祭式には官幣社例祭の外は見えて居りませぬで頗る曖昧でありましたが、新祭式は明に之れを掲出したされて、殊に先づ御幣物を祓ふとあります、斯の如きは從來區々に亘つて居つたのを一定されたので、美點であります。この位祭祀は重いものでありますから、國民たるものは、よく御祭儀の貴きことを忘れてはなりません。

四 神職の職責

茲に神職の職責と申しますのは、舊祭式に無くて、新祭式に掲げられたことで、先づ祭典に先ちて、宮

司が諸事辨備せる由を供進使に申し、又祭典の終結するに及んで、宮司再び供進使に祭典の終れる由を申すといふことになつて居り、前後に於て宮司が之れを供進使に告げなければならぬことになつて居ります。之れ抑も何の故でありませうか、これは供進使は神明に對しては祭儀上頗る重い職責を有することゝなつて居ります、併しながら神職は神社の事務に對しては、絶対に責任を負はねばなりませんから、當然祭祀の主員たるべき供進使に對して、前後の儀式上のことを通告せねばならぬ。之れ神職の責任でありまして、且つ供進使と雖も、神社の典禮上に就ては、神職に向つて容喩犯すことは出来ぬのであります。神職の上長が供進使に向つて、式の始終を通告することを以て、甚だ卑下の業なるが如く思ふのは間違ひであります、故に神職は決して供進使の爲めの副員では無いといふ自信を持つて居らねばなりません。

五 供進使の祝詞奏上

これこそは實に新祭式の眞生命でありまして、誠に神社祭式の上に於ける新記録であります。斯くの如くして初めて神社は國家の宗祀であり、神社の祭祀は國家の典禮であるといふことの意義を明かにされたので、祭式改正の眼目は、實に茲に在るのであります。此點に於て供進使が祭祀上に於ける位置と權限とは、宮司又は社司よりも重くなつて居ります。府縣社以下の供進使たる者は、此祭祀祭式の意義

を明かにして、國家の委任事項たる幣帛供進の任務を、神社に對して完全に遂行すると同時に、地方敬神の模範的たることを心懸けねばなりません。右は從來官國幣社に對し參向の勅使が、御祭文を奏上する時ばかりに行はれたことでありましたが、今後は府縣社以下に對しては知事、郡長、市長、區長、町村長等が、國家を代表して祭典を行ふことゝなりましたので誠に大正維新に於て、神祇史上特筆大書すべき美點であるのであります。地方供進使の任に當るものは、よくよく此點に就て思ひを回らすべきこととであります。神職は又、よく此精神を以て、供進使を補佐し、善美完全に祭典を終了することに盡力斡旋しなければなりません。

六 御幣物撤下

祭典式が進みまして、愈々撤饌となりますに當つて、舊祭式には初め宮司が奉奠した御幣物をば、他の神饌と共に神官の次官以下が奏樂の裡に撤下いたしました。之實に祭式上前後不統一の點でありましたが、新祭式は茲に注意する處があり、御幣物の撤下は、權宮司若くは禰宜以下によりて、格別に行はるゝことゝなりました。これ又新祭式の祭儀を莊重ならしめた點であります。

七 幣帛供進使の名稱

全祭式を通じまして、新祭式は、幣帛供進使といふ名稱を用ひて居ります。從來は官國幣社に對し奉幣の御使は、單に御使と申し、或は幣帛供進使とも、單に供進使とも申し、又奉幣使など、申して居りましたが、今回は全く劃一せられて官國幣社府縣社以下神社に對しても、幣帛供進使とすることになりました。供進使など申すのは略稱でありますから、正しく幣帛供進使と申さねばなりません。

八

八 祈年祭班幣の儀

茲に最も注意すべきことは、舊祭式には、其前文に於て二月四日に祈年祭班幣の儀のあることが、明記されて居ります。この班幣の儀も、古へ行はれた國家の重儀の如きものではなく、殆ど宮中に於ても其古儀は存せられて居らぬ程であるとの事でありましたが、舊祭式が自然消滅となりました今日では、最早や臚氣ながら傳へられた班幣の儀も、全く法文上には認めることが出来なくなつたのである。或は年中行事ともいふべき形式を以て發表されることもあらうかとは存じますが、私達は之を出来得る限り舊儀に復興して、盛大に行はれるやうに希望いたします。又皇室祭祀令では祈年祭を小祭として居られますのを、之を大祭に引上げて頂きたい、而して其祈年祭をも、二月の十七日と一定して、曆面にも載せて頂きたいと希望して居るのであります。尤も之れには種々の議論がありますこと、私は今詳しく茲に述べる事も出来ませぬから、他日に譲ることと致します。

九 一般的改正

以上に於て重なる異同の點を述べました。猶ほ之を詳説いたしますれば、頗る長くなりますが、或は神官の長官とか次官といふた言葉もなくなり、或は奏樂に就て、注釋してあつたのを削つたり、或は再拜拍手などの如き行事作法に關する儀註を除いたりいたしましたことは、今更申さぬでも御了解のことと思ひます。但併し祝詞奏上等の場合に於て、一同平伏又は起立等の規定のありませぬのは、聊か物足らぬ心地する人もありませぬが、これとても行事作法によりて、從來の通りと心得ねばなりません。

十 御幣物點檢、神饌臺數

儀式上の相異は、大略以上の如くであります。新祭式の次第中には、前にも述べた通り、齋戒の事と、御幣物點檢の事とがございませぬ。其處で前者は省令第五號を以て、次に述ぶる如く定められ、後者は左記雜則中に定められました。雜則は省令第四號の「六」項に上げられて、神饌の臺數までも規定してあります。

雜 則 (抄 出)

一 御幣物ハ祭日ノ前地方長官正廳ニ臨ミ之ヲ點檢ス

- 一 神饌料ハ豫メ之ヲ神社ニ交附ス
- 一 「四」ニ定ムル修祓ハ祭祀ノ前之ヲ行フ
- 一 御幣物及幣帛供進使竝ニ地方長官ノ修祓ハ「四」ニ定ムル式ニ準シテ之ヲ行フ
- 一 神饌臺數竝ニ目左ノ如シ

大祭

大社 十一臺以上

中社 十臺以上

小社 九臺以上

別格官幣社

和稻 荒稻 酒 餅 海魚 川魚 野鳥 水鳥 海菜 野菜 菓 鹽 水

但シ小社別格官幣社ニ在リテハ野鳥水鳥ノ中一種ヲ省略スルコトヲ得

定額ノ神饌及幣物ノ外其ノ地ノ産物等ヲ副ヘテ奉ルコトヲ得

一例祭ニ際シ古例アルモノハ之ヲ行フコトヲ得

一 官幣大社ニシテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル

(これは氷川神社兩賀茂男山等勅使参向の神社を指す)

修祓は省令第四號「四」に規定されて居りますが、其式は次の如くであります。(祝詞は略す)

修 祓

當日豫メ便宜ノ所ニ祓所ヲ辨備ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次禰宜祝詞ヲ讀ム

次主典一人大麻ヲ執リ同一人若クハ雇員鹽湯ヲ執リ神饌及宮司以下ヲ祓フ

次各退下

次に神饌の臺數で御座りますが、舊祭式よりも數が多くなつて居ります。殊に神饌の臺數は舊祭式には確定數であつたが新祭式には何臺以上と融通をつけて有ります。舊祭式には祈年祭の神饌には、餅を獻ることが無かつたので異様に感じて居りましたが、新祭式には之を獻ることとなりました。又舊祭式に新嘗祭の時の神饌には、特に外邦の物品を副て奉るも妨げないこととなつて居りましたが、新祭式は單に其地の物産を上げること得となつて居ります。

十一 齋 戒

齋戒の事に就ては、舊祭式の如き條文には見えて居りませぬが、今回新祭式と共に、内務省令第五號

を以て發表されました。其全文は左の如くであります。

▲内務省令第五號

官國幣社以下神社神職齋戒ニ關スル件左ノ通定ム

大正三年三月二十七日

内務大臣

原

敬

官國幣社以下神職齋戒ニ關スル件

- 第一條 祭祀ヲ奉仕シ又ハ參向スル者ハ大祭、中祭ニハ其ノ當日及前日小祭ニハ其ノ當日齋戒スヘシ
- 第二條 齋戒中ニ在ル者ハ喪ニ與ル等其ノ他凡テ汚穢ニ觸ル、コトヲ得ス

附 則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本文は別段説明する迄もなく、文字の通りであります。喪に與る等其他凡て汚穢に觸るゝことを得ずとありますから、謹慎潔齋中にあることは謂ふまでもありません。

十二 祝 詞

扱、終りに臨みまして、最も注意いたさねばならぬのは、新祭式に示された祝詞であります。今回は大祭式の祝詞は四通りづゝ出來たので、即ち左の如くであります。

官國幣社	宮	司
幣帛供進使		
祈年祭	社司(社掌)	
新嘗祭	幣帛供進使	
例祭共		
に同じ		
府縣社以下		
幣帛供進使		

今順次新祭式の祈年新嘗兩祭の祝詞に就て、重なる點の略解を下して見ませう。

▲祈年祭宮司祝詞

掛麻久畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今年乃御手始給波幸登爲氏天皇命乃宇豆乃大幣
 帛平捧奉良志米給布賀故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食波和稻近稻爾仕奉里氏御酒波蕪乃上高知里蕪乃腹
 滿竝倍氏大野乃原爾生布留物波甘菜辛菜青海原爾仕平物波鰭乃廣物鰭乃狹物與都藻菜邊都藻菜爾至留麻傳爾置足
 波志氏今日乃生日乃足日乃朝日乃豐榮登爾稱辭竟奉良久乎平介久久聞食志氏天乃下乃國民賀手肱爾水泡搔垂里
 向肱爾水泡搔寄世氏取作良幸與都御年平始米氏草乃片葉爾至留麻傳作里登作留物共乎惡伎風荒伎水爾相波世給波受豐爾
 牟久佐加成幸給比氏新嘗乃御祭嚴志久美志久仕奉良志米給開登恐美恐美母稱辭竟奉良久登白須

此祝詞は大體に於きまして、延喜式の祝詞の古文に依つて居ります。之れが主眼でありまして、熟讀玩味いたしましたならば、自ら新制祝詞の精神を會得することが出來ます。文中重なる點を摘出したし

ますれば、

▲大前 この言葉は従來國幣社以上の神社に用ひられて居たのでありますが、今回は府縣社以下の神社にも廣く適用されることとなりました。詳しく申しますれば、大御前と書くか大前と書いてナホミマへと訓ませたのは、伊勢の神宮に限られて居りました。普通は御前と書き、前とも書いてミマへと訓んで居たのです。稀に廣前といふ文字を用ひたのもあります。今回之を統一して大御前を神宮とし其の他を大前と申すことになりました。

▲宮司位勳功爵 爵の次に學位のある人は相當學位を入れらるべきことは勿論であります。

▲御年始給波半登爲氏 以前のは「今年祈年祭」とあります。御年は本文中にも解説して置きましたが、「始」といふを大日本史などには「祈」と書いてあります、これは尤のことてありますが、今は一定されて「始」となりました、「始」といふ言葉の中に、祈る意味もあることは申す迄もありません。始めること、やがて祈年といふことであります。又「給はんとして」は 陛下の御意見によつて、年穀を祈らせ給ふのでありますから、敬語を用ひたのであります。

▲天皇命乃宇豆乃大幣帛 天皇の御命によつて捧奉る美しい大幣帛の意味であります。即ち官國幣社の幣帛は皇室から捧げ奉られるのであります。

▲捧奉良志米給布賀故爾 供進使をして奉らしめ給ふのでありますので、こゝまでは昔の宣命に相當す

るのであります。

▲齋麻波里清麻波里 舊祭式の祝詞には持齋麻波里慎敬比とあります。併し今回は同じく古文の格に隨つて對句いたしました、と同時に祭事の清潔を重んじて行ふ處を表はしたものであります。

▲國民 舊祭式祝詞には、之れを公民の文字にて表はして居ります。今日より見れば公民權を有する公民と紛はしく、私民に對する言葉の如く見えるので、茲には統一されて、國民の文字を使はれたのであります。大御寶といふ意義に相違はありませぬ。

▲祈年祭幣帛供進使祝詞 (官國幣社)

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾恐美恐美白 昨左久天皇賀大命以知氏今年乃祈年祭爾官位勳功爵氏名平使登
爲氏大前爾獻奉留宇豆乃大幣帛平安幣帛乃足幣帛登平介久安久聞食志氏皇神等乃依奉良率與都御年平八東穗乃
茂穗成幸給比氏天皇賀大朝廷平始米氏天下乃國民爾至留麻波彌遠爾彌廣爾五十榎八桑枝乃如久立榮衣志米給爾
登白給波久登恐美恐美母白須

此祝詞は全く新制のものであります。一讀吾が官幣大社氷川神社に、勅使が參向して奏せらるゝ御祭文によく似て居ることが知られます。これによつて拜するも、新制の祝詞並に之が典儀が祭式中に設けられたのを、忝く有り難いことに思ふのであります。

▲天皇賀大命以氏 此一句は實に供進使の奏する祝詞の大精神であります。即ち天皇の勅命によるといふことが明かで、官國幣社の祭典には、皇室から幣帛を奉られるといふことに依つて、初めて祭典が完全に行はれることの本義が、明かになつたのであります。

▲皇神等乃依奉其奉與御年 この一句も古文に依つたのであります。抑々穀物は農民の粒々辛苦から出来るものではあります。又自然の天變地妖が無いとも限りませぬ。その場合に御守、下さるのは神様方である。日本古來の習慣としては、之は神様が 陛下及び國民の食する爲めに、御作り下すつたものであるといふ信仰にかけて、言ひ來つた古文によつたので、誠に有り難い御精神であります。皇神等とあるによつて、神社の御祭神か御一柱であつた時には等といふのが相應しない。故に茲には古へ祈年祭に祀れる御歳神大歳神若年神其他八百萬の神等の相宇豆奈比給ふ御守護によることを心得ねばならぬのであります。與 御年とは米穀のことで、米は一年中五穀の最後に出來る處から與部といふたのであります。

▲天皇賀大朝廷以下 は以上年穀の豊穰を祈つたのでありますから、年穀豊穰なれば、皇運の御隆昌と國運の繁榮とは自然實現されるのであり、又年穀の豊穰を祈ると同時に、國家の隆昌發展を祈るものである意味を添へたのであります。

▲祈年祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏其神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美世自左久今年乃御年始給布爾依里氏此乃某道府縣(郡市區町村)與里宇豆乃幣帛捧奉留賀故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食波和稻荒稻爾仕奉里氏御酒波蕪乃上高知里蕪乃腹滿竝倍氏大野乃原爾生留物波甘菜辛菜青海原爾住幸物波鱒乃廣物鱒乃狹物與藻菜邊都藻菜爾至留麻傳爾置足波志氏今日乃生日乃足日乃朝日乃豐榮登爾稱辭竟其久平介久聞食志氏天乃下乃國民賀手
アハセタマハズユタカニムクサカニナシサキハタマヒニヒトマツリイカシクウラハシツカヘマツラシメタマヘトクシカシコヒセタケヘゴトヘンツクトマラス
相波世給波受豐爾牟久佐加爾成幸給比氏新嘗乃御齋嚴志久美志久仕奉其志給開登恐美恐美母稱辭竟其久登白須
神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十四字ヲ削ル

これと、官國幣社の官司の奏する祝詞と比較して見ますれば、自ら祭儀の内容の相違するのを發見いたします。官國幣社宮司の分とは、御年始給波奉登爲氏天皇命乃宇豆乃大幣帛平捧奉其志米給布賀故爾とだけ違つて居ります。之れは官國幣社は、前にも述べた如く、天皇の大命によつて御使が參向して幣帛を奉るのでありますから、その一句は明かに宣命になつて居ります。府縣社以下の神社は國家が祭祀を行つて、國家自身が幣帛を奉るのでありますから、この文體となるのであります。

▲祈年祭幣帛供進使祝詞 (府縣社以下神社)

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾官(職)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今年乃祈年祭爾某道府縣(郡市區町村)與里
獻奉留宇豆乃幣帛平安幣帛乃足幣帛登平介久安介久間食志氏皇神等乃依奉良幸與部御年乎八束穗乃茂穗爾成幸給
比氏天皇命乃大朝廷乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾五十福八桑枝乃如久立榮衣志米給開登恐美恐美
母白須

官國幣社の幣帛供進使が奏上する祝詞とは、勿論違つて居ります。官國幣社の供進使は、天皇陛下の大命を奉じて行ふ即ち勅命によりて祭儀が成立することになつて居ります。府縣社以下は直ちに國家其者が祭祀を行ふこととなつて居ります。之れ官國幣社と府縣社以下神社との差異の分るゝ所以であります。前者は供進使を「使として」とあります。府縣社以下は、府縣の郡町村自らが参向して供進するのであります。前者は大幣帛と申して、天皇にかけて居ります。府縣社以下の幣帛は、只宇豆乃(美しい)幣帛のみして居ります。而して前者は天皇が大朝廷と申して、陛下親く仰せられる意味が籠つて居ります。府縣社以下は天皇命の大朝廷と申して、國民として皇祚の無窮國家安穩發展を祈り、陛下の國家を稱へ奉つて居ります。之等が相違の點ではありますが、併し其大精神に至つては、官國幣社も府縣社以下神社も異つたことはなく、等しく、陛下の國家の御隆昌を祈るのであります。此兩者をよく比較して、

神社は同じく國家の宗祀であることを會得して頂きたいと思ひます。猶ほ此事に就きましては、詳細に申述べたいと思つて居りますが、長くなりますから、他日に譲ることと致します。

▲新嘗祭宮司祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾官位勳功爵氏名恐美恐美母白左久天御食乃長御食乃遠御食登新嘗開食左平登爲
氏天皇命乃宇豆乃大幣帛乎捧奉良志米給布賀故爾皇神等乃成幸給開留八束穗乃秋乃初穗乎御食御酒爾仕奉里氏山
野乃物波甘菜牟菜海川乃物波鰭乃廣物鰭乃狹物與爾藻菜邊爾藻菜爾至留麻傳爾置足波志氏獻奉良久乎開食志宇豆
那比給比氏天皇命乃大御代乎殿御代乃足御代登萬千秋乃長五百秋爾平介久安介久齋奉里幸奉給比親王等諸王
等乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳撫給比惠給比氏五十福八桑枝乃如久立榮衣仕奉良志米給開登恐美恐美稱辭覽
奉良久登白須

本文も古文の精神用語を用ひられたので、誠に結構であります。二三左に注解を試みます。

▲天都御食乃長御食乃遠御食 これは新嘗の形容であります。天祖齋庭の稻穂を以て開食されて、天皇及び國民が永遠に食ひて活くべきものであると御授けになり、且つ新穀を以つて祭る可きものであると云ふ神代の盛事によりて、皇祖皇宗の御事から言ひ初めて現今に及ぶと云ふ、古文の用意周到なる處であります。

▲秋乃初穂 初穂は新穀の意であります。次の文章によつて、祈年祭と新嘗祭との相互關係が明かになつて居ります。即ち其米は神様の成し幸へ給ひたるものである。祈年祭に祈念し奉つた精神を御受納あらせられた秋の初穂であることが明かである。祈年祭の祝詞と相對して御覽になれば、無限の意味が含まれて居ることが判ります。

▲御食御酒御仕奉 初穂は御食には用ひて御供へいたしますが、御酒には新穀を以て製造して御供へするやうには参りませぬ。併し神社に依つては、一夜酒を造つて奉るものがあります。これは誠に結構なことでありますから、一社の慣例のある處では、成るべく保存せられんことを希望いたします。昔は御酒の料として新穀を用ひたのでありますが、今は酒造法も異なり法律等の關係もあり、全く御酒には使ひませぬ。併し茲に御酒に仕奉ると申したのは、文章として古文のまゝを用ひた貴い點であります。

▲字豆那比 御承諾の意がありますが、今茲では御賞美遊ばされる意味があります。

▲天皇命乃大御代 宮司は天皇命と申します。供進使は 天皇と申します。兩者比較して味はつて見れば、上にも述べた通り自ら結構な點が発見せられます。

▲親王等諸王等平始以下 舊祭式の祝詞には仕奉百官人等四方國乃公民とありましたが、今度は親王等諸王等といふ古文の例に倣ひました。百官人を除きましたのは、昔は諸司百官といふて居たが、

今は文武官など、云ふて居ります。併し斯る文字は古文には表はし難いから、國民といふ普通の文字を用ひたのであります。必ずしも百官人を軽く見たのでは無い、百官と雖も國民の内であります。軽く解釋すればよろしい、が茲に親王諸王を引出で、申上げたのは、全く皇族と國民との二者に區別して總稱したのであります。

▲撫給比惠給比氏 此言葉は古來御歴代の天皇が、國民赤子を愛憐せさせ給ふ大御心を表はすに用ひた例の多い言葉でありまして、皇神等が國民に臨ませ給ふのは、歴代の天皇の大御心と同一であります。これらが、國民は御神徳御恩頼を乞ひ祈り申て、神人一體の本義を表はして居るのであります。これらが、祈願の詞ともなつて居るので、新嘗祭は神徳を奉養する、報本反始の御祭典であるから、祈願の詞を添へるのは不條理であるといふ論者もありますが、私は之れには反對でありまして、矢張り高大なる御神徳によつて國家の安穩を祈るのが至當であると思ひます。

▲仕奉其志米 打ち任せて言へば天皇に仕ふる事となるのです。こゝは、國民が直接皇室に仕へ奉るのではなく、自分の本分を守り、よく職務に忠實なることもやがて國民として皇室に仕へ奉る所以となるのであります。

▲新嘗祭幣帛供進使祝詞 (官國幣社)

進使たるべき府縣都市町村の長たる者は、よく／＼國家の宗祀、國家の典禮に就て深く思ひを寄せられたいのであります。延喜式の祝詞には、新嘗祭の祝詞に對し、最後に皇室の繁榮と國民の發展とを祈る文字が明かでないから、これは不用であるといふ學者もありますことは、前にも申した如くであります。併し明治天皇の御發布になりました神社祭式には、この意味を明記せられて居ります。御祈願の意を確然と仰出されて居ります。之れ實に神社本來の祭祀の意義に適ふ處でありまして、今この祝詞を拜讀するに當つて、一層國家の宗祀、國家の典禮として、神社祭祀の完備したのを喜ぶのであります。其他の神社祭式及び祝詞につきましては、本書に附すべきものでないと思ひます。以上を以て筆を擱くことと致します。

附記 本書は去る二月中に出版すべかりしを神社祭令及び神社祭式の發表を待つて上梓することに變更したる爲の既に申込まれたる諸君に對し發行の遲延を謝す

附 錄 終

祈年新嘗典附

大正三年四月六日印刷
大正三年四月十五日發行

編輯兼發行人 埼玉縣北足立郡大宮町大字高鼻 埼玉縣神職會

右代表者 東角井 楯 臣

東京市神田區表神保町貳番地

印刷人 三 島 宇 一 郎

東京市神田區表神保町貳番地

印刷所 弘 文 堂

327
662

327
662

終

